

平成 26 年 12 月 10 日（水曜日）

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成26年12月10日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	遠藤	健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	中 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事務局 長

芳賀 俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦 勝美

議事日程 第2号

平成26年12月10日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第134号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第135号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第136号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第137号 南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第138号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第139号 南三陸町在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定について
- 第10 議案第140号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第141号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第142号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第143号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第144号 財産の取得について
- 第15 議案第145号 財産の取得について
- 第16 議案第146号 財産の取得について
- 第17 議案第147号 財産の取得について

第18 議案第148号 財産の取得について

第19 議案第149号 普通財産の貸付けについて

第20 議案第150号 南三陸町と宮城県との間の災害廃棄物処理の事務の委託の廃止に
関する協議について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、7番高橋兼次君、8番佐藤宣明君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告4番、今野雄紀君。質問件名、1、文化財を活用したまちづくりについて。2、プロポーザル方式の入札について。以上2件について、一問一答方式による今野雄紀君の登壇、発言を許します。6番今野雄紀君。

〔6番 今野雄紀君 登壇〕

○6番（今野雄紀君） おはようございます。今、大きな選挙たけなわ、最中ですが、私もいつかは大きな選挙への挑戦をするんだということを、志をもとに今回内容的にはいささかですが、議長の許可をいただきましたので、2件一般質問をさせていただきます。

昨日の同僚の一般質問において、企画課長から町のシンボル、川と海のラインまちづくりのキーワード、町長は未来が見えたなという形で5月末の隈氏のグランドデザインの報告会、その終了後の来客の笑顔ということで確認させていただきましたが、それとはいささかならず路線から外れるかもしれませんが、きのう前者の一般質問の最後に言った町長のまちづくりの新しい提言が大切という言葉をはんの少しだけ後ろ盾に1件目、一般質問させていただきます。

質問事項、文化財を活用したまちづくりについて。質問の要旨といたしましては、当町では歌津地区などにおける魚竜の化石が有名であり、先ごろ日本最古の脊椎動物のふん化石が発見されました。これらの貴重と思われる文化財を活用してのまちおこし、まちづくりについ

て、ふんによるまちおこし、ふん活についてをメインに伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。初めに日本最古のふん化石の発見についてのご説明をさせていただきたいと思いますが、ドイツのボン大学博士研究員の中島さん、東京大学大学院博士課程泉さんによりまして、南三陸町の中生期初期、約2億4,700万年前の地層から脊椎動物のふん化石が60点以上発見されたことが明らかとなりました。このふん化石の研究結果によりまして、当時の海の生態系は無脊椎動物や大小の脊椎動物が共存していた一方、脊椎動物の中には他の脊椎動物を捕食していたものも存在していたことが判明し、従来の研究では明らかにできなかった複雑な食物連鎖の構造を持つ生態系が存在していたことを証明する貴重な成果となりまして、この成果報告についてはことし10月において、東京大学の理学系研究科からのプレスリリースや当町のウェブサイトでも既に公開をいたしております。

議員のご質問の件であります文化財を活用したまちづくりであります。当町にも今回発見されましたふん化石や国指定の正解最古の魚竜化石を初めとする貴重な記念物のほか、国、県、町指定の53件にもものぼる有形、無形民俗文化財と約100カ所の遺跡がございます。これら当町の宝といえる貴重な文化財保存、活用すべく震災前に取り組んでおりました町内の小学6年生全員を対象としたふるさと学習会を昨年度から再開したほか、東北大学の協力を得ながら歌津館崎を中心とした野外化石フィールドミュージアム事業なども開催し、地域に根差した教育事業として取り組んでいるところでございます。

また、インターネット等のメディアを利用した情報発信も積極的に行っているところであります。

今後は、当町の豊かな自然、そして郷土で培われてきた豊富な文化遺産を次代に継承するため、平成の森地内、仮称であります。歴史資料館を整備し、魚竜化石を含めた郷土民族文化資料の展示施設を計画をいたしております。

さらに、資料館と化石産出地及び魚竜館一帯を結んだ自然環境もあわせて整備をしていきたいと思っております。

また、従来の継続的なパトロールや調査、研究によって確実に文化財を保護しつつ、専門的な知識を持った職員の養成を図ることで、教育文化や自然環境プログラムを開発いたしまして、町内外との交流を促進するとともに、三陸ジオパークや日本遺産認定の可能性を模索しつつ、これらの優良な資産をさらに生かしたまちづくりを推進していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長よりるる答弁ありましたけれども、文化財を活用したまちづくりということで、町内には53件の文化財、そして100カ所の遺跡、ふるさと学習会、その他東北大のフィールドワークの関係、ネット、そして豊かな自然の平成の森に将来的に、近い将来なんでしょうけれども、歴史資料館をつくってまちおこしをする。まちおこしというか、そうったことを検討、考えているという答弁がありました。

確かにわかりましたけれども、そこで最初に伺いたいのは、100カ所の遺跡とかも文化財についてなんですが、町のホームページで文化財が確認できるバーチャルミュージアムというところがあるんですけども、それらの需要というか、どれぐらい皆さん興味を持ってのぞいているかということは何らかの方法で確認できるのかどうかということを最初に伺いたいと思う。

例えば、ネットですので、見たカウンターみたいなやつがあって、そういったやつがあって、大体月幾らぐらい見ているとかそういうことが現在なされているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） ホームページのバーチャルミュージアムにはカウンターはないんですけども、それを見ているいろいろ南三陸町に関心を持っていただいて、DVDで志津川、歌津町史も販売していますし、志津川町史は残っている部分もあるし、そういう形で購入の問い合わせがあったり、あるいは直接来て文化財についていろいろ聞きに来るといいますかね、そういう形での、どの程度の関心を持って見られているのかなということで判断しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、課長の答弁ありましたけれども、実際私たちが見ても簡単に一目でカウンター等がついているとどれぐらいの方たちが見ているかなとわかるんですけども、技術的というか、役所としてカウンター等は簡単と言ったらおかしいんですけども、取りつけられるのか、もしくは取りつける予定みたいなものがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） そういう専門的な部分、メカニズム的に簡単なのかどうか、それからコストも含めて私は今知識的には持ち合わせていないので、担当にそこら辺は指示して検討させますけれども、そのバーチャルミュージアムならず、今町のホームページの中では、

復興の進み具合、そういったものなどもタイムリーに更新をしているということもありますので、その画面に入っていったらば、これまで何人ぐらいが閲覧をしたかがわかるような表示があるということは、それは非常に町側にとっても関心度がわかりますので、そのような工夫はできるのであればちょっと検討してみたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 実は、以前も何かの折にカウンター等の話を私した記憶があるんですけども、できればなるべく早目にそういったことを検討していただきたいと思います。そのカウンターについてはわかりました。

そこで、町長の答弁があったんですけども、私さきにも申し上げましたように、今回日本最古ということで大変貴重な、内容的にはあれなんですけれども、ふんに関して特にまちおこしとして私はこのキャラといたらおかしいんですけども、あれは十分使えるんじゃないかと、そういう思いがありました。

例えば行政としてはこういった内容のものでまちおこしというのはいささかどうなのかという思いもあるんですけども、なぜならば、ふんということで、そしてそれを関連している学者の方がドイツ、ボン大学ということで1つ関連性が見いだせるんじゃないかという思いと。もう一方は東大の大学院博士課程の泉さんということで、ボン大学と東大、このお墨つきと申しますかお墨つきがあった上に、なおかつこのウンチの発見によって、失礼しました。この言葉は禁句ということで。ふんを発見したということのその経緯にも若干もありまして、実はこのふんの発見によって九十何パーセントも絶滅した生物がたしか500年前ということだったんですけども、200万年前ぐらいさかのぼって復活したという縁起というんですか、私から言わせていただくと。ですから、こういった当町でも甚大な被害を受けて、それに復活する、復活を早めるというこじつけみたいなのも、このふんに関してはなるんだと思います。

伺いづらいんですけども、町長もこのふんに関するまちおこしにとって、どのような思いというか、考えを持っているか率直に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ふんということにこだわることはなくて、ご承知のように先ほどもお話ししましたように、歌津魚竜も世界最古ということでの遺跡の発見でございますし、それから今回のふん化石につきまして、今500年と言いましたけれども、500万年がいわゆる復活しないと言われていたのが、通説ですね、そうでなかったと。もうすこし早い時期に復活したということで、これが学術的には大変有意な発見ということでございますので、そういった

この地域が、いわゆる本当の意味での昔からのそういった地層も含めて貴重なものがこの地域にあるということを含めて考えますと、それにこだわることなく、さまざまな、それからマストドンザウルスも唐島で見つかったというのもございますので、そういったものをトータルとして、その辺がいわゆる化石の産地ということでの訴え方というのは町としてのこれからの大きな活力につながっていくと。そう認識をいたしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の町長の答弁でわかったんですけども、具体的にこのふんというものに関して町長はどのような見識というか、思いを持っているのか、もう少し具体的に。例えばそういったものは使いたくないとか、いろんな思いがあるでしょうから、そこを伺いたいですけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ふんはふんですけれども、とりわけふんということにこだわることは私はないと思っています。そういった、先ほど言いましたように、この地域にはそういった太古からそういう歴史があったということを町としての一つの大きな売りになると思っておりますので、そういう形の中でこの町をどのように売り出していくかということについて、いろいろさっき言いましたように、さまざまなものがございますので、そこでいろいろ研究をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 研究ということなんですけれども、私若干ネットで調べてみたんですけども、ふんによるまちおこしをしている例がどこにもないんですよ。そこで、これは1つのチャンスではないかと思って、今回恥ずかしながらこういった質問を出させていただいたんですけども、どういった形というか、実はまちおこしについていろんな方法があるんでしょうけれども、提言としては何というんですか、とても大切な存在だとは思っていますけれども、行政において例えばふんによるまちおこしによってイメージを悪くしたとか、失敗というんですか、そういったことを考えられると思うんですけども、私はまちづくりにおいて、ここからちょっと話が少しあれするんですけども、大切なのはある種、実は私がこういった提言をするんじゃなくて、役所の中の方からこういったふんをメインにというわけじゃないんですけども、それをもとにまちおこしをしたらどうかと、そういう職員の人を期待していたんですけども、そこでそういった職員が存在するためにはどうか、少し前なんですけど、テレビでスーパー公務員という存在の番組をしていたんですけども、そ

ういったスーパー公務員がいるようだったら、こういったことも可能じゃないかと思うんですが、町長、スーパー公務員について御存じかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） スーパー公務員という言葉は私は今初めてお聞きしました。いずれこういう学術関係につきましては学芸員、そういう方々を雇用してこういうものに当たっていただくというのが一般的だろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。それで、スーパー公務員というのは完全な官僚制度の中で、上司にまず最初に恵まれることだと言いました。例えば、たしかテレビでは鳥取の例だったんですけども、途中採用で行った方が上司にまずまちおこしをする際に犯罪以外は何をやってもいいというそういう上司だったそうなんです。そこからいろんな話せば長くなるので、流れから今ではお米、その他農産物等にとってまちおこしが成功しているということなんですけれども。そこで、公務員の仕事は何か挑戦して何ぼだという、当然今こちらにいる課長初め挑戦はしているんですけども、そしてその先に失敗するわけなんですけれども、その失敗の数だけ仕事をしたという形跡だということですね。皆さん、町長を初め副町長初め、優秀とういのか有能なんで失敗等はほとんどないんでしょうけれども、そういう考えもできるということで、今回震災、そして復興において、前の一般質問でも派遣の職員の人たちを侮辱ではないんですけども、あれするという注意とかお叱りの言葉を受けましたけれども、特に私が希望するのは、手伝いに来ている全国の職員の人たちにいろんなこと、復興に関してトライしてもらって、そしていくつもの失敗をして、当然成功すればいいんでしょうけれども、そういう体験をして帰って行ってほしいと。私はそういう思いがあるんですけども。

そこで、今の町にとって町の体制としては、スーパー公務員の存在、もしくは上司の先ほど言った犯罪以外は何をやってもいいという上司的な、そういった一見上司からすると無謀と思われるようなこういった話なんです、こういったスーパー公務員の出る土壌というか、いささかあるのかどうか、町長もしくは担当の方に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 非常に答弁難しいんですけども、その6番議員のスーパー公務員の定義、どういう感覚でお持ちになっているかわかりませんが、犯罪に手を染めないエリアであれば何をしてもいいと。なかなかそれも難しいんだろうと思います。どうしても

やはり一公務員である以上は、基本法律なり条例という縛りの中でそれぞれ仕事をやっているわけなので、恐らくそれを逸脱するような行為は町としてはすべき仕事ではないんだろうなとまず感じております。

その中であって、しっかりしたまちづくりにしていかなければいけないということでございますので、日々研鑽をつみながら新しいことにチャレンジしていくことは非常にこれは有能なことだと思っておりますので、そういった意味で上司として各管理職もそうですけれども、部下職員の力を十分に発揮させて、それぞれのセクションにおいて自分の仕事をしていくことが全体のまちづくりにつながっていくと感じております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁、そういった形になるんでしょうけれども、私が感じるのは、例えばきのうの一般質問で仮設のあきの対応についても結局役所の目線からするとそれが妥当だとは思いますが、ところが実際生活している仮設に住んでいる方たちの町の人目さんからすると、どう見てももう少し何か挑戦というか、何というんですか、工夫というのもおかしいんですけども、何らかの方向をもう少し探っていってもいいんじゃないか。はたから見ると、この場で言うのもなんなんですけれども、逆にしっかりした仕事をしていることによって、役所サイドではしっかりしているんでしょうけれども、町民目線からするとかばねを病んでいる。言い方悪いんですけども、そういった趣にしかとれない面もあるんで、今のようなスーパー公務員ではないんですけども、何とかして挑戦して要望をかなえるというそういう姿勢も大切じゃないかという思いでの今回のふんに関するまちおこしもそうなんですけれども、スーパー公務員の存在をこの場で申し上げさせていただきました。

そこで、角度を変えて、このふんに関するまちおこしについてももう少し続けさせていただきます。

ふんによるまちおこしが、もし町長が先頭になってモアイ、タコ、そしてふん。それで成功すれば、ふん絡みで来年立派な病院ができる予定なんですけれども、もし可能ならば一般の診療科の何かにふん絡みに、おしりに関する便秘などの疾患に対する部門を充実していき、将来的には一般のあれとおしり関係の医療による医療ツーリズム的なものへと発展させていき、まちおこし及び住民の健康を守っていくことができないかということを考えられると思うんですが、この件に関して角度を変えましたので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野雄紀議員の一般質問の文化財の活用のあり方というご質問の中から大分角度が変わってきて、いわゆる病院の医療の関係の中でこのふんの化石の問題とどうつながるのかということについては非常に私も疑問に思ってお聞きをしておりますが、なかなかふん、ふんと聞けないような内容でございますので、それとこれは切り離すということで、現実問題としてそういった問題についてはまた別問題と思っておりますので、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 切り離しても考えられるんでしょうけれども、私はまちおこしとしてふんという言葉があれだったんですけれども、別の3文字ですとその関連に結びつくもんですから、その件に関して町長は角度が変わり過ぎたということなんですけれども、医療ツーリズムについて若干伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、医療ツーリズムに関しまして若干。定義上は医療を受ける目的で他の国へ渡航することという定義がなされております。今の段階で日本のように誰もが比較的安価に高度な医療を受けることができる国は世界的に見てもまれであるという実態のようでございます。海外では、自国内の医療問題、例えば技術が低いでありますとか、長い待ち時間が必要であるとか、高いコストにつながるといったことで海外の医療を求める方が多いということで、これは基本的に考えると、外国人患者の受入れというスタンスになりますので、これは国策で考えていただくべきでありまして、当地域に関しましては医療ツーリズムでなく地域医療の意思の充実といった観点から対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今事務長の答弁であれしたんですけれども、実は医療ツーリズムに関してはそういった外国のあれもあるんですけれども、私が先ほど申したのは、国内でもそういった感じの、日本的には一番最初にたしか千葉の鴨川の徳田病院さんですか、ああいったところが認定してやっているんですが、そういった大規模なものじゃなくて、もう少し国内的なもの、もしくは私なぜこういった質問を出したかと申しますと、病院を建てる際に台湾のお金をいただいた関係で、特に海外ということで絞るんですしたら、実はさきに町長初め台湾に行かれましたよね。その件に関していろいろもしかするとそういうラインもできるんじゃないかと思っただけの質問なんですけれども、ただやぶから棒に医療ツーリズムということで出

したのではなくて、確かに台湾でも2008年ぐらいのデータなんですけれども、医療ツーリズムを受け入れています。高度先進医療、生肝移植とか心臓手術なんですけれども、あと人間ドック、美容、人工生殖なんか、コストは台湾のほうが日本の3分の1ということなんですけれども、受入的にも台湾には10万人を目標にやっているみたいなんです、実は町長この前台湾に行って、向こうの方たちを観光に招き入れたいとそういう答弁もあったものですから、こういった形での誘致もいいんじゃないかと思っただけの質問なんです。

町長、この辺はいかがでしょう。台湾に行ってお尻の悪そうな方たちはいたかどうか一応確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味一般質問でございますので、通告の内容に沿った形の中でご質問いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番議員、全然、文化財ということで通告していますので、その辺でまとめてください。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 失礼しました。では、医療ツーリズムに関しては、また何らかの形で質問させていただきたいと思います。

そこで、文化財に戻らせていただきますけれども、歴史資料館の今後の建設の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどちょっとお話ししましたが、平成の森の地内に建設をしたいと考えておまして、平成28年度以降になろうかなという計画を立ててございまして、敷地面積として約2,000平米で、それから床面積として約1,200平米。これはある意味今の基本的な考え方でございまして、この後どうなるかということとはまた別問題でございまして、基本的にはその辺で考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 施設はそういった形なんだろうけれども、展示の内容的なものに関してはどのような形を考えているのかももう少し具体的に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 基本的には震災で被災した魚竜館、幸い窓が少なくて貴重な魚竜化石が残って東北大にレスキューされて、それを収容できるような歴史資料館といえますか、そういうことを基本に考えております。

もう一つは、今整備していますけれども、館の魚竜化石の産地ですね、それ露頭がありますので、現在は見られない状況になっていますけれども、それを災害復旧事業できちっと整備して見られる状態にすると。

それから、管の浜の、そこも現級保存している管の浜魚竜の場所ですけれども、そこもきちっとみれるような状態に整備すると。そしてあわせて歴史資料館、仮称ですけれども、そこをきちっと整備して今仙台の科学館にある大型の4メートルの3メートル、あるいは3メートルの2メートル50ですかね。の大型の魚竜化石を入れるような歴史資料館といいますか、そういうのを平成の森周辺に整備するということが主眼に考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で大型の魚竜等を持ってきて展示したいということでわかりましたけれども、一番最初の質問に戻るんですけれども、バーチャルミュージアムを何らかの形で、そういった資料館を訪れた際に見られるようなそういった設備、スクリーン等検討できないかどうか。この時点ではどうなのかわからないですけれども、検討できるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 歴史資料館も基本的には災害復旧、博物館類似指定という災害復旧ということなので、前の魚竜館にはそういう施設がなかったので、なかなかその中では難しいなと思いますけれども、ただいろんな視聴覚資料といいますか、そういうのがありますので、そういうホール的なやつですかね。余り大きくなくてもそういう見られるような場所というのも今後検討していきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） できれば大型のモニター等を設置するような形でより例えばバーチャルミュージアムだけでなく、普通の町の人たちも何らかの形で大きなスクリーンを使えるような施設にしていただきたいと思います。

最後に1件目の質問なんですけれども、町長に伺いたいのは、キャラクターとしての率直な意見というか、考えを、ふんに対する考えを伺って1件目の質問にさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しいと思いますね。基本的に歌津魚竜とかああいうものをオブジェにして使うとか、あるいはいろんなゆるキャラみたいにして使うのは簡単だと思います。

すが、このふん化石をどう表現するかということについては、なかなか知恵を出しても難しいのかなど、そういう思いがあります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、1件目。今町長答弁あったように、なるべく日本最古ということで貴重な化石ですので、何らかの形で今後まちおこし等の検討をしていっていただきたいと思います。

1件目の質問の最後に、このような下世話といいますか、内容の一般質問を心広く、懐深く質問を許していただいた議長に感謝しながら、2件目の質問を始めさせていただきたいと思います。

2件目、プロポーザル方式の入札についてということで伺いたいと思います。

当町でも最近、平成20年あたりから始まったプロポーザルの方式の入札について、最近特にこの入札方法が多くなってきたようです。そこで次の点について伺いたいと思います。

ほとんどプロポーザルは設計等で町内の企業が参加する機会が余りないような入札方法ですが、地元が参加できるような形の入札に関しては、地元企業が復興、再建に関することなので、何らかの形でこの方式が妨げになっていないかということで1点目伺いたいと思います。

2点目はあえてネイチャーセンターを出さなくてもよかったんですけども、いろんな施設の設計等に関してプロポーザル方式で提案されているようですけれども、町民にとってより有効に活用にできるような意見とか要望等をどういった段階で取り入れられるのかということで2点質問させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、プロポーザル方式とはご承知だと思いますが、設計業務発注者が要求をする性能、そして品質確保を実現する上で最も適切な想像力、技術力経験等を持つ設計者を選ぶ方式であります。客観的な評価基準をもとに公正な審査が行われ、選定プロセスも透明性が確保されます。

また、平成17年4月に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律等で、公共工事の品質確保を図る上で調査、設計の品質確保が重要な役割を果たすとされており、質の高い建築設計を実現するための有用な選定方式として運用されております。

プロポーザル方式における事業により設計者を選定する際には、設計者の技術提案のほか、これまでの実績や技術者の数などを加味して、また事業所や営業所の所在地について、例え

ば宮城県内という条件を設けるなど地域制限をかける場合があります。この条件の中には当然南三陸町も含まれておりますので、地元企業がプロポーザルにエントリーするということも可能でございますし、比較的軽易な設計業務については地元企業を含めた指名競争入札を行うなどしているところがございますので、1点目の質問についての地元企業の復興、再建に関しての妨げにはなっていないものと考えております。

次の質問の2点目についてお答えをさせていただきますが、自然環境活用センターの復旧に当たりましては、その基本構想の策定をプロポーザル方式で発注いたしました。プロポーザル方式で発注した経緯につきましては、前段でそのメリットについて述べさせていただきましたとおり、創造性、確実性や具体性に富んだ成果を求めるためでありまして、まさに議員がご心配されております意見や要望などを確実に施設復旧に反映することのできる高い技術力や提案力を持った設計者を選定するためであります。

実際の基本構想の策定につきましては、本年3月に着手し、立地場所の選定や施設の活用面など志津川地区まちづくり協議会を初めとする地域の意見も取り入れた内容となっております。今年9月に策定を完了いたしております。今後は基本構想を具現化すべく、施設整備を確実に進めてまいります。その発注方法につきましては、競争入札によるものと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今町長の答弁があつてほとんどわかつたんですけども、実は実績をちょっと調べさせていただいたら、20年度に水道事業業務、22年度、住民情報システム等の再構築ということで、23年が復興まちづくり実施の計画ですか、24年が結構ふえていまして、先ほど保健センター、官民連携による地域生活交通維持改善事業等もプロポーザルだったみたいですけども、あと再生可能エネルギー利用によるあれもプロポーザルでした。公式のホームページの更新等もプロポーザルで、災害検証等の支援業務ということ、あと木質バイオに関する等。25年度はネイチャーセンター、そしてバイオマス、あと病院の院外薬局、その他がなされているわけですけども、私伺いたかつたのは、今回この先ほど言ったうちの中で、町内の業者というか、企業というか、参加するような状況の入札もあつたものですから、そこでこのプロポーザル方式においては、何か思うに、素人といいますか、地元の業者だと入札方法に何らかの形で難しいというか、不利な面あるんじゃないかという思いで最初お聞きしたいんですけども、そういったことはないのかどうか。

実はプロポーザルですと、ヒアリングの際のプレゼンテーションとかあるものですから、そ

ういった形の流れからしてもどのようなものかと思うんで、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） プレゼンテーション、一般論の話だと思いますけれども、プロポーザルの場合だと、先に提案書という書面でいただいておりますので、各審査員、その書面をもとには基本的には審査することにはなりますので、当然プレゼンテーションする場合は弁舌豊かな方もおいでになりますし、なかなかしゃべりが苦手な方もおいでになるかと思っておりますけれども、評価の基準にはそういうのは余り関係ないと考えてございますので、当然、書面での客観的な判断によって業者選定をするという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そこでわかりましたけれども、今後こういった形での、先ほど町長の答弁あったんですけれども、実質的にはどういった事業があるかわからないんですけれども、プロポーザル方式の入札が流れ的にはふえていく可能性があるというか、予定があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） プロポーザル方式で業者選定をするというのは、基本的には価格競争だけで業者を選定することは難しいという内容でございますので、最終的には随意契約をベースに考えていくこととなりますので、これから発注していくその事業の内容にもよりますし、もしかするとふえていく可能性もございますし、または制限付の一般競争、または指名競争でやる場合もあるということで、一概には判断できないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そこで、当町においてプロポーザルに関するマニュアルというか、基本条例というんですか、構想というんですか、そういったものが定まっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町として基本条例は制定してございません。先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、公共工事の品質確保の促進に関する法律ということで、法律的にも制定されてございますので、その法律をベースに事業ごとにプロポでやるのか、それともその他の方法で選定するのかということを決めてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 実は、よその自治体等を見てもみると、あらかじめ決まっています、審査

員というんですか、そういった方たちの人選等も学術経験者等を入れたり、あとは役所の庁内だけの課長及びその他のクラスの方たちで審査をするということなんですけれども、実は私言ったような意見というか、要望を取り入れるためには、担当の課ですか、例えば建設課、いろんな企画課等当然入るんでしょうけれども、よその自治体何件か見ましたら、自治体自体の規模も大きさもあるんでしょうけれども、あえて例えば担当の課と担当以外の関連なんだろうけれども、課の課長もしくは係長も入れているというそういう事例もあったもんですから、審査員の人数的にも20人も30人もふやしたんでは審査にも何にもならないんでしょうけれども、大体一般的には10人前後、10人弱ですか、だと思いませんか、そういった形での考えというかないのか。そうしないと、役所自体縦割りでやっている関係で、片方つくる方、そしてはい使ってくださいというそういう形にもなりかねないので、私いろんな町の実際使う人たちの意見、要望というのは、そういった審査員等に人選によっても若干反映されるんじゃないかという、私役所等の内部は余り詳しくないんでわからないんですけれども、そういったことは考えられるというか、今後何らかの形で審査、その他するとき、審査の前に先ほど課長の答弁があったような発注する際の条件というんですか、設定なんだろうけれども、それがよく調べさせていただいたら、プロポーザルの成功の鍵というんですか、そういったこともあったもんですから、その辺の流れ的にはどのような形で考えられるのか、ちょっと質問があやふやになり気味ですけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、先ほどの質問の中でプロポーザル関係で条例を持っている市町村があるということですが、それはプロポーザルの委員を町長の付属機関として位置づけているということなんで、非常勤の特別職扱いにしているという内容だと思います。当町では従来からそのような形はしてございませんので、プロポーザルの選定委員会の設置要綱のレベルで、要綱のレベルで制定して、それを告示して運用を行ってございます。

また、町内での委員会組織については、当然それは横断的な形で行ってございますので、特定のセクションの課長なり、課長補佐級が入っているというわけではございませんので、広くその業務に関して横断的な対応をしてございます。

プラスして、民間からの登用ということは当然必要でございますので、民間の学術経験を持っている方を委員として招聘して委員会を構成しているという形でございますので。

運用面に関しては今後ともそのような形で対応していくとは考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今構想についてはわかりました。そこで、公募条件の設定もあれなんですけれども、審査委員会のメンバーについて若干伺いたいと思います。

そこで、先にあったような、たしか保健センターの件ですか、あれだと東大の教授とか東北大学の方たちも学術経験者として選ばれていたみたいですが、そういった選定の基準というか、こういった形で選ばれたのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 明治大学と工学院大学と宮城大学からそれぞれ先生方をお願いしております。

今回、病院も兼ねているということで、建築といいましてもそれぞれ専門がございます、先生方。特に病院に詳しい方ということで1名、それから非常時の防災施設にも使うということで、都市計画または防災について詳しい先生が1名、それからもう1名は実際看護職場をよく御存じの方、実際看護婦であって勤務経験もある先生もいらっしゃいましたので、その方を1名ということで、計3名を選定させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかりましたけれども、私は学術経験者というのは、どちらかというと言ったような専門的なスタンスで審査するわけですが、住民というか町民の方多たち目線っぽい部分が審査員には入るのかどうか、そこをもう一回伺いたいと思います。

例えば、庁舎内の課長等は十分把握しているんでしょうけれども、それでなくても何らかの形で要望等がいっぱい聞かれるものですから、その反映状況というか、審査委員会の中ではどのような形で反映できるかももう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと話を整理させていただきたいと思います。

プロポーザルの委員の中で住民等の要望を聞く場ではございません。あくまでも、建設するに当たっての課題がございます。その課題をどういう方法であつたら解決ができるかということをご提案をいただくということになります。それで、その提案のレベルによって設計者の技術力を推察して業者を決定するという方式でございます。あくまでも町と業者、それと町民と3者で物事をつくっていくわけですが、そのときに1つのパートナーとしての業者が誰が適当であるかと決める場でございます。当然提案を受けたものをそのまま採用するわけではございませんので、そこがコンペと違うところでございます。当然、コンサルが

決まれば、そこから3者でもってその建物の設計を決めていくという作業になりますので、業者が決まってからの住民、それから町民の皆様、それから実際現場で働く皆様のご要望をお聞きしながら、最終的な設計をまとめていくという作業になりますので、議員がおっしゃるのは、業者が決定後の内容だと思います。そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も何も委員会の中で町民の要望というんじゃないんですけれども、それは当然かなわないというのはわかっていましたので、そこで入札後のいろんなのを調べてみると、入札が終わって決定後に住民等その他、意見等の要望等で調整できるというんですけれども、そういったことが今の課長の答弁では可能みたいなんですけれども、本当に可能なかどうかもう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 病院の実例を申し上げますと、図面だけで二十数回描き直しがありました。そのぐらい要望を聞いて。例えば今日説明会を開いて次図面を書いてくると。そこでまたダメ出しが出ます。その繰り返しが半年間ほど続いて最終的な図面ができたという過程でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 委員会に関してはわかりました。最後に学術経験者をお願いした場合の御礼というか、報酬は当町では幾らぐらいになっているのか。普通の別のところで調べたら日当1万ぐらいというところもあったもんですから、知らせていただけるんでしたら幾らぐらいなのか教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） その前後でございます。プラス旅費という形でお支払いをしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。じゃ、委員会に関してはわかりましたんで、それでプロポーザルですと、内容によるとこれまでの実績が評価されるようなので、従来というか使い慣れた業者の落札が多くなり、新規の参入が難しくなるのではという私個人的な懸念があるんですが、そういったことに関しては、答えずらいでしょうけれども、いろんな提案、選定する上でどのような形なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 価格によらない方法での業者決定については3つの方法があると言われていて、1つはコンペ、1つが狭い意味でのプロポーザル、それから書類審査という3つがございます。それで今町でやっていますプロポーザルに関しましてはその3つの要素全てを取りそろえた形で総合評価ということで審査をしております。

狭い意味でのプロポーザルはあくまで技術提案書の提出のみでございます。要は文書で出させていただくということでございますので、図面は普通は添付はされません。それから経歴書は添付はされませんということで、なかなかそれですと審査も難しいということで文書的なもの、それから文書を具体の絵にしたものを出していただくと。それとその裏づけとなるこれまでの経験をということでございまして、特に経験を重視をするということではございませんで、あくまでもボーダーラインという形で捉えております。このぐらいの業務を行うには当然この程度の資質が必要だろうと程度でございますので、書類、経歴を持って不合格にするということではございません。ただ、誰でもいいかということにもなりませんので、最低限の資格部分については載せているところでございます。

病院ですと1級建築士の資格が当然あること。それから病院は最低でも1件ぐらいやったことがあると。その程度でございますので、いずれそれなりの仕事をしている方であればどなたでも応募できる内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。そこで、24年度の医療保険福祉施設建設事業設計業務の結果がホームページに載っていたんで私見せていただいたんですけども、ああいった1枚図面みたいなやつでコンペなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 提出する書類については提案書は1枚でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。そこで、プロポーザルに関しては、私以前も設計料の配分等について設計の質、グレードについて伺ったんですけども、プロポーザルではどのような設計というか、その事業に対する設計料の割合というのはどんな形で見られているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全体事業費の割合ということではなくて、あくまでも積み上げになります。例えば延床面積が何平米であれば何人必要だと。あくまでも人件費の積み上げでござ

ざいますので、建物規模に応じた作業日数というのが出ておりますので、それに1日当たりの単価を掛けて委託料の金額を算出するというシステムになっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それで、話ちょっと変わりますけれども、プロポーザルにおいて、もちろん先ほど答弁課長からあったんですが、最終的に伺いたいのは、実際使う住民の意見、要望を取り入れる段階というか、方法等はどのような形になっているのか再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） さまざまなやり方があるかと思っております。病院の場合につきましては、直接病院で働くスタッフの皆様からご意見を聞くという点がございまして、それとたしか基本構想がまとまった段階でホームページ上でパブリックコメントの募集を行っております。そこで何件かご意見いただきましたので、それは設計に反映をさせていただいているというところございまして、一般的にはそういう大型建設がある場合は、町民の皆さんにご意見をいただく場をそれぞれいろんな形で設けていると理解はしております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 2問目の1件目の最後、パブリックコメントについて、今までの反応というか回収状況、それについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私、病院しかやっていないので、病院ですと多分5件以下だと思いました。主な内容につきましては、診療科目の増床、それと建設場所という意見がたしか2つだと思いました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） パブリックコメントのほかに住民の意見の聴取方法というのは、もし考えられるようでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いろんなやり方はあるかとは思いますが。ただ、時間が限られた中での作業なので、ある程度手法というのは限られてくると思います。

余裕があるのであれば、1つの例を申し上げますと、ある町の役場を建てる時は、町民の皆さんからボランティアで建設委員を募集して、直接設計事務所と色々な協議をさせていただいたと。1年とか、1年半の時間がかかったようですけども、そのぐらいの時間があればそういうことでもいいかとは思いますが。ただ、今こういう復興に向けてスピード感を求められているので、そういう方法はなかなか難しいんだらうと考えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 以上でわかりました。2つ目のネイチャーセンターの設計について伺いたいと思います。波伝谷にあったころは横浜教授のもと有効な活用を図ってきたと思われまますけれども、今回のネイチャーセンターでは十分後継できるほど、当時の担当職員も残っていると思われるんですが、今回のネイチャーセンターでは教授クラスの学者さんを今回招聘するのか、使っていただくのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 現在のところ、そのネイチャーセンター、自然環境活用センターにつきましては、再興するというところで準備を進めておりますが、建物だけの準備ではないということで、ネイチャーセンター友の会という形で町民の方々や、それからこの震災を機に外からさまざまな研究者や学者の方々のご支援をいただきながら施設がなくてもできるような活動の一部を実施してきております。そういった人と人とのつながりの中で、外からのさまざまな研究データであったり、あるいは必要な活動を広げられるような資源となるものの支援など、外からいただきながら今準備を進めているところでございまして、直接人選的に教授とか、そういった形での配置までは考えてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長より答弁ありましたが、友の会のような形でということなので、今後運営していく上で、観光客及び以前のような教育関連をメインにしていくのかどうか伺いたいのと、それとあわせて再三波伝谷にあったころに議会でも取り上げられたような漁業に関するいろんな状況、例えばウニの磯焼きの件もそうでした。袖浜にあったようなあいった養殖までいなくても、それに関する漁業生産に関する研究というか、活用というか、そういう方面の施設的な機能は有するのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承知のように活用センターそのものが自然環境をどう勉強するかとか、そういう施設の趣旨でまいりました。漁業の直接的な部分につきましては、海浜センター、そちらの2つに分けてこれまでやってきました。したがって、今回は活用センターは再開は当面難しいということでございますので、ネイチャーセンターで一部そういう分野も組み入れればいかなという思いがあります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私そこを聞いたかったですけれども、当面は以前のような観光及び教育関連のところで使っていくということなんですけれども、実質的には今町長の答弁あったような漁業に関する研究というか、漁業に関してもハードというか施設的な面ではいろいろ復旧、復興しているようなんですけれども、これから一歩進めていく上でのある程度何らかに特化して漁業を、養殖に関しても大分海の状況が変わってきていて、それらに関する何らかの取り組み等をしていく上でのそういった施設を当面は検討していないというか、あわせて何らかの形でやるというんですけれども、どのようにそこを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどネイチャーセンターの分についての趣旨ということでお話しさせていただきましたが、その辺の目的というのはしっかりとっておかないといろんなぼやけてしまうということがございますので、漁業の件に関して言えば、やはり県の施設等を含めまして、うちの町だけじゃなくて県全体という形の中で県とも連携をしながら取り組んでいくのがベターだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。これは入札についての質問なんで、ネイチャーセンターに関しては特化してこれ以上お聞きしませんけれども、最後に先ほど答弁ちょっと私わからなかったんですけれども、今後以前のような教授のものに運営していく運営方法ではないのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前の横浜先生のような教授といいますか、お迎えするという考えは現時点としては持ってございませんが、いずれ基本的には任期付研究員とか従来いましたけれども、そういった方々の利活用といいますか、その辺は考えていく必要があるんだろうと思っ

ております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その利活用なんですけれども、完成はもう少し先だと思えるんですけども、今後具体的にそういった研究員等を検討していく上で、どの分野というか、まだ検討段階でしょうけれども、もう少し詳しくだけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） この施設の最大目的、目標とされる場所は、南三陸町の自然が基本でございますので、海から山に連なる自然の中での生態系でありますとか、そこに生きている生物、そういったものをより広げられるような、そういった分野での先生方のご支援はいただいこうと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 以上で、ネイチャーセンター等の設計及びあれについてはわかりましたので、2件、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、及川幸子君。質問件名1、人口減少対策を考えては。2、JR路線の復旧を国に要望すべき。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） おはようございます。改めまして。3番及川幸子です。議長の許可を得ましたので、登壇より質問いたします。

1点目、人口減少対策を考えては。昨年の南三陸町の出生者数は65人しかなかった。人口流出の影響はあるものの、ことしの11月末では38人しか生まれておりません。あと4カ月の間に何人産まれるかわかりませんが、当町の未来があるのか危惧されます。

今、復興に向けて工事がどんどん進んでいるが、その反面人口が減っていく、10年後、20年後の南三陸町はどうなっていくのか、とても近い将来に不安を抱くだけです。

町長は、このことに対してどのような対策を考えているのかお伺いいたします。以上、登壇から質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の一般質問にお答えさせていただきますが、1点目、人口減少対策ということについてお答えさせていただきますが、当町ではごらんのと

おり、人口減少が続く中、東日本大震災により雇用先が失われ、さらに生活の基盤である家も失われたことから、本来町を支えていく世代である若者がやむなく町を後にしていくと言ったことが起こりまして、さらなる人口減少を招く悪循環になっている状況にあります。政府の統計によりますと、2040年には当町の人口は1万387人、さらに20歳から39歳までの女性人口の推計が2010年の1,463人から2040年には689人まで減少する将来推計値となっており、現在復興半ばの当町にとっては、防災集団移転や災害公営住宅の整備に代表される住まいの確保を進めるのと同時に、少子化人口減少対策については、当町が将来に向けて発展的復興を目指していくための最重要課題と認識いたしております。

このような状況下で先般東京一極集中を是正するため、人口減少に歯どめをかけ、出産や育児をしやすい環境づくりや地方での雇用創出を進めることを基本理念とした地方創生関連2法案が可決されました。

今後は、当町の実情に応じた地方版総合戦略を平成27年度中に作成する予定でありまして、地域の雇用を創出し、交流型観光によって地方への人の流れを変える具体的な戦略が必要となったところであります。

当町としては、雇用創出による人口減少の歯どめ策とともに、若い世代が町内で家や生活を再建し、復興の担い手となるための支援を不可欠と考えておりまして、平成27年度中に策定をする長期早期総合計画とともに子ども・子育て関連3法、過疎地域自立促進計画の策定による新たな制度を積極的に活用しながら、今後新規学卒者に対し、いかに地元企業に就職してもらいかなどの雇用創出対策を初めとした子育て、教育分野を中心に魅力あるまちづくりや観光を含めた産業再生の実現につなげるため、民間企業の力にも期待をしながら鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま、27年度といいますと来年ですかね。国からの創生案が出され、それに基づいてやっていくというような町長の答弁でしたけれども、まず町の総合計画第2章、人口、経済等の見通しの中に、本計画目標年次である平成28年度、2年後ですね。およそ1万7,200人程度になる見込み数で載っていました。これは震災前の総合計画目標であって、今3年8カ月も過ぎてとっくにこの計画を見直さなきゃならない時期であったのではなかろうかなと私的には思うわけですが、その中で人口構成平成17年度では年少人口2,615人、約14%。生産年齢人口1万883人、約58%。老年人口5,147人、28%。さらに少子高齢化が進行すると、28年度には年少人口が1,980人、11.6%。老年人口6,025人、35%となっていまし

た。

人口の減少はこれまでの日本社会が経験しなかったことであり、生産年齢人口、15歳から64歳までですけれども、減少により地域経済の担い手の確保が深刻な問題となることが予想される。

さて、そこでですね、これは総合計画の中にある数字ですけれども、人口減少社会化のまちづくりには、人、もの、情報、資金などの限られた資源を有効活用し、行政と町民がともに町の経営を考えていくことが求められていると計画の中にあります。

我が町では、この人口減少問題が現実、目の前に来ているが、そのような考えに立っているのか、もう一度伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 人口減少の問題につきましては、これは全国の各自治体、頭を悩めている問題だと思ってございまして、基本的にそれぞれの自治体でやれる範囲、それから国としての施策として取り組む範囲ということで、それぞれの守備範囲があらうかと思いますが、いずれにしても今回の東日本大震災、震災前1万7,666人いらっしゃいましたが、残念ながらこの震災で行方不明あるいは犠牲ということも含めて3,000人超の方々が減ってしまったということもございまして、町として大変危機感を持ちながら、これからの町政運営に当たっていかねばならない。そういう認識は持っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今町長は大変危機感を持っているという言葉が申し上げられましたけれども、さてその危機感を持っている反面、何をしなければこのことを打破できるか、どのような、今要因については震災で町から離れている人が多くなっているというのはわかりました。ならば、どのようなことを今後やっていけたらいいのか具体があれば話していただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤町長君） 及川議員もご承知と思いますが、人口減少という問題について残念ながら特効薬はございません。それぞれの自治体がどのような取り組みをするかということについてはそれは問われていると思いますが、日本全体の人口が減少しているときに、南三陸町だけの人口をふやすということについては非常に難しい問題を抱えてございます。そこはひとつご理解をいただかないと、南三陸町だけ人口をふやすという問題はなかなか厳しい問題でございます。

ですから、先ほど答弁で申し上げさせていただきましたが、今志津川高校を卒業する、あるいは当町出身の高校生の子供たちがいかにこの地域に職を求めて、この町に残っていただけるかということが、若年年齢を支える、若年年齢をふやすということについての大きな力になっていくと認識してございますので、我々としても町内にお勤めになった会社の方々、いわゆる新規学卒者をお雇いになった企業に対しての財政支援、そういったものを含めて何とか地元に残す子供たちを残していきたい。そういう思いでこれでもやってきましたし、これからもその辺の取り組み方はしていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 当町の震災前の平成22年の人口が、皆さんご存知のとおり1万7,699人。平均年齢、男が46.3歳、女が50.6歳。全体で48.5歳。50前の人たちですね。それから、平成23年、震災時ですけれども、人口が1万5,518人。平均年齢、男46.6歳、女50.6歳。全体で48.6歳。それから、2,181人の減、もちろんこの震災で多くの方々が犠牲となられたことは承知ですが、平成25年1万4,608人の人口。男47.6歳、女51.7歳。全体で49.7歳。平成26年度、ことしですね。人口が1万4,098人。平均年齢、男48.3歳、女52.2歳。全体で50.3歳と出ております。昨年と比べると1,420人の減です。

震災前と今では3,600人の減で、当町としては震災とは言え大きな痛手です。ここ5年間で平均年齢が静かに上昇しております。出生者数でいえば、ゼロ歳児、22年は91人。23年、75人。24年、70人。25年、73人。26年11月末で53人となっており、出生率が年々下がっています。この要因が何であるか。震災で産む人が少なくなったのか。また産み育てる環境が悪いのか。あるいは、結婚する人が少ないのか。いろいろとあると思いますが、今までそのことを分析してみたことがあるでしょうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 率直にそういう出生であるとか、それから転入転出による自然増減等の詳細な分析というのはこれまでやってきたのかどうかという部分につきましては、正直把握はしておりませんが、ただ震災後にそういった3,000人を超える人口減少になりましたという部分については、国の地方創生とかあるいは日本創成会議の報告を受けるまでもなく、この人口減に関しては非常に危機感を持っているということは事務方としてもしっかりと受けとめて震災後これまでも対応をまいりました。及川議員のご質問である人口減少、人が減るといふ部分については、さまざまな要因がございますし、それをはねのけるためにもさまざまな施策を組み合わせなければならないと思っております。ただいま、出生数

というんでしょうか、その数値的なものでご質問を賜りましたけれども、年々減っているということは数値的にも明らかでございます。それ以外に子供が産む産まないという個々人の自由権などもございますので、なかなかそこに踏み込めはできないと思うんですけれども、さまざまな人口が減る要因を分析しながらしっかりと対応していくということは間違いなく必要だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 個人は産む産まない、それぞれの事情の中ですけれども、やはり町としてそういう危惧されることが目の前にあるのですから、例えば保健センターを利用してそういう母子相談とかそういうものをアンケートしたり、産めない環境が悪いのかとかいろいろな問題があると思うんです。その辺を取り除くというか、それをクリアして人口がふえる要因をつくっていくためにはどうしたことをやっていくか。どういったことをやっていくか、それはまた保健センター部門でそういうことを調整して話し合っただけでやっていくのも1つの方法だと思います。

今、ハード部門でどんどん動いておりますけれども、やはりプロパーはこれからの将来に向けて、近い将来、今現実なんですけれども、そういう問題に目を向けてやっていく、チームをつくってやっていくということが大事でないかなと思われま。

もし、そういうアンケート調査をやってみて、してないとすればこれからアンケート調査をやって、せめて未婚者がどの程度いて、結婚願望があるのか、またチャンスというかそういう機会がないのか、結婚するという、そういうことに真剣に取り組んでいく必要があるんでなかろうかと思うんです。その点、どのような考えしておりますかね。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先ほどの答弁とも少し重複するかもしれませんが、地方創生関連に対して新年度から当町としても独自の施策を考えていくという部分については何回もお話をしております。その中で具体的に何をという1つ1つのテーマを具現化するために、やはり及川議員がお尋ねのように、町民のニーズなり新しい町にどういうものを期待しているかというのをどこかの時点でお聞きをすると、これがアンケートという形になるかどうかは別として、お聞きをします。それから、結婚願望というのは、さらに枝葉の部分になると思います。今町長から適齢年齢というのはどれぐらいなんだろうということもありましたけれども、一般的に20代から40歳ぐらいまでという捉え方をした場合には、たしか女性だけで見ますと、震災前と比べると25%ぐらい減っていたような気がします。ちょっと数字はつきりはしてい

ないんですけれども、男女の組み合わせでございますので、町内の適齢者だけの問題ではございませんので、よそからの移住者を進めながらそういう結婚の成立というような部分も何らかの形で考えていかなければいけないかと。それにつけても、ちょっと名称は考えていないんですけれども、地方創生に対応すべく戦略的な会議みたいなものは必要なんだろうなと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 中にはボランティアで来た人が当町の人と結婚したこともあります。そのようなことでありがたいことです、本当に。ボランティアに来て仕事をしながらこの町に住んでくれるということは非常にありがたいことです。ボランティアセンターの建物が会館になるようですが、ボランティア受け入れは引き続きやってもらえると、その中でこの町が好きだとか、結婚したいとか、住んでみたいとか、いろいろな考えがそこに絆が生まれて交流人口がふえていくのではないのでしょうか。

震災前の人口が1万7,699人でした。せめてその人口までふやすような施策を考えてもらいたいです。その中で子育て環境や出産祝い金、あるいは結婚相談所、仲人奨励金などいろいろな分野でのかかわりが大切でないでしょうか。

先日、やはり私も石破大臣が仙台に来てセミナーを開催されました。私も出席してお話を聞かせていただきました。その中で宮城県内市町村のただいま課長が申し上げたように20歳から39歳、女性人口の将来推計値が国立社会保障人口問題研究所推計のデータが示されました。

2011年、震災前の年、南三陸町は20歳から39歳、1,463人。これが2040年には、30年後ですね、震災から30年後には689人です。689人と半分以下になります。52.9%のマイナスです。出産適齢人口が半分以下になるんです。県内では富谷町を除いて県内ほとんど減少します。特に三陸沿岸部の自治体では特に減少率が高いのです。全国でも出産適齢人口が30年後には半分以下になる自治体が50%ふえています。宮城県全体では60%弱です。

さきにも述べましたが、事業や重要施策があるけれども、全ての根幹となる人口減少問題を早急に具体化し政策を示していただきたい。町長、もう一度30年後の人口1万387人、推定を打破していけるのか。何かここ何分かの間で心動かされたような得策を考えているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 人口減少の問題を数分間のお話の中でかわるといというのは、これは正直申し上げて、そんな簡単な問題ではございません、残念ながら。ある意味、先ほど来お話しし

ておりますように、うちの町には特に特殊要因がございます。東日本大震災で多くの方々が犠牲になって、町を再構築していかなければならない。しかも、今被災された方々がお住まいになっているのは仮設住宅にお住まいなんです。大変住環境も厳しい中であって、そこから南三陸町という新しい町をつくり上げていく。そういう使命を我々担っています。議員の皆さんもおんなじだと思います。

そういった中で、南三陸町の人口をふやせという大きな目的を我々持っています。共有をしております。しかしながら、それが具体的に特効薬として何があるんだと。第上段でお話をされても、残念ながら今私がここで及川幸子議員のご質問にこうだと答えるような妙案というのはなかなか難しいというのが現実でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 震災があり急にはできないというようなお話ですけども、やり方はさまざまだと思うんです。先ほど言ったように、子育てに、産み育てることに力を入れるか、またその要因は何なのかアンケートをとったり、町民のニーズ、1人の考えではなくて、やはり皆さん昔から三人寄れば文殊の知恵とありますけれども、1人でも2人でも多くするにはどうしたらいいかということのを常に考えてもらいたいんです。

私は町長は全国トップセールスとして回り歩いて、雄弁達者な方ですけども、私は自分の思いを伝えることが下手なほうな部類に入りますけれども、この町に住みたい、この町をよくしたい、その思いは私は町長以上に持っているつもりでございます。それがゆえに、やはり皆さん一丸となって、人口増に向けてこれから分析をして、南三陸町が10年後、20年後、人口が前の人口に近づいてきたというようなまちづくりと一緒にやっていきたいと思っておりますので、これからも汗を流していただきたいと思っております。

1つ目の質問はこれで終わりにいたします。

それでは、2点目、JR路線の復旧を国に要望すべき。ことし3月から4月にかけて被災したJR気仙沼線の復旧に関する町民アンケート結果をまとめた記事が三陸新報さんに掲載されました。もちろん、自分もアンケートを提出した1人であります。その結果、鉄道による復旧を望む町民が回答者の約半数を占めていますが、代替運行されているBRTは利用している町民が3割程度にとどまり、運転免許を持たない高校生や高齢者の貴重な足になっていることがわかりました。このアンケート調査結果について、町長は80年の悲願で気仙沼線を開通させたという町民の思いが鉄道復旧を望む数字にあらわれたので、今後もJRと粘り強く交渉していくと結んであるが、その後JRとどのような協議をしているのか聞かせていた

だきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきますが、J R 気仙沼線全線の鉄路復旧につきましては、これまで沿線被災自治体、または町単独での要望を初め、国土交通省気仙沼線復興調整会議、宮城県鉄道整備促進期成同盟会、三陸縦貫鉄道気仙沼線整備強化期成同盟会などさまざまなチャンネルを通じて国に対する要望は述べ16回を数えております。本年2月に開催された気仙沼線復興調整会議の場において、J R 東日本側から前線鉄路復旧費用について、総額で700億円のうち400億円の負担を国及び沿線被災自治体に求められることは議員もご承知のことと思いますが、大変遺憾ながら、国による復旧財源の措置についてはいまだ回答がないまま現在に至っているところであります。

町としましては、沿線自治体である気仙沼市、登米市並びに国土交通省東北運輸局、宮城県震災復興企画部等の関係機関と連携を密にしながら、鉄道利用者の利便性確保、復興の追い風となる交流人口拡大のために、仙台駅からの玄関口として柳津駅、陸前戸倉駅区間の鉄路による運行再開を最優先に早期の前線鉄路復旧に向けて国費を投入するよう、国に対し粘り強く要望を続けてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 粘り強くやっていくというお話ですけれども、この間の三陸新報さんの掲載記事によりますと、鉄路復旧がよいとお答えした人は48.5%で、B R T 継続でいいという人が18.2%大きく上回ったわけです。わからないと答えた人が19.7%でした。一方、現在運行しているB R T の間いでは、利用しないが65.5%と最も多く、利用しているが31.7%でした。B R T 利用者の半数以上は運転免許を持っていない人で、通院目的が43.8%、買い物が30.3%、親戚、知人訪問が20.3%、通学が10.8%でした。この結果からやはり80年の悲願であった気仙沼線が多く町の要望として復旧が望まれている現状とあると解します。南三陸町においては、こういう形でアンケートの結果が出ましたが、当然この問題については南三陸町だけではどうにもできないことだと思います。

そこで、伺いますが、今回南三陸町がアンケート調査を実施したわけですが、J R 線沿いの他の町村についてはこういう形でのアンケート調査を実施しているのか、もし実施しているとすれば、その結果については南三陸町として把握しているのか、まずその点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　まず、他町のアンケート、あるいは鉄路復活の要望状況という部分ですが、アンケートそのものについては特にうちと気仙沼が関係しましてございますので、気仙沼がやっているかどうかはつかんでおりませんが、ただ向こうも防潮堤の関係でJRの復旧については住民を巻き込みながら議論をしているということでございますので、何らかの形で数字はつかんでおるんだろうと思っております。

○議長（星　喜美男君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　復旧費については、先ほどもルート移設の場合は700億、うち400億円は国や地元自治体の負担のようであるということも新聞に載っておりました。いずれにせよ、この鉄路復旧が町民の要望であり、また震災があったとはいえ、この美しい三陸海岸線の早期復旧により、交流人口もふえていくと思われま。

そういう意味からも、被災市町、被災県で連絡協議会などをつくり、東北復興に向けた大きな足がかりとなるよう町長が率先して関係市町と県、国に働きかけるべきではないでしょうか。今だからできること、今だから10年後、20年後のこの町のために、この課題に取り組まなくては意味がないのではないのでしょうか。今、この選挙に約650億の予算が使われます、今度の選挙で。それから思えば700億、650億に50億たして700億、それをこの被災地一丸となって国に要望、働きしていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（星　喜美男君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　選挙費用とこれを話しするのはいかなものかと私も思っておりますが、期成同盟会等を含めて先ほどお話ししましたように、これまで16回JR本社、あるいは国を含めて要望活動を展開しておりますが、基本として先ほど来お話しておりますように、国の考え方、黒字企業JR東日本、黒字企業ですから、そちらに国費を投入することは基本的にないという制度でございますので、そこの壁をどう崩すかというのが非常に難儀をいたしてございます。我々もそうですし、気仙沼の市長とも一緒にお邪魔させていただくんですが、なかなかそこは難しいということでございますし、それからもう1点は、非常に乗降客の減少です。今のBRTの利用客も大分少ないわけでございまして、そこがやはりJR側とすれば、そういった乗降客がいかにこれからふやしていくのかということのそれぞれの課題を抱えながら今進んでおりまして、そこを含めて我々としてもこれからも国にお願いしてまいります。そういった問題をどうクリアするかということの難しさというのは非常に痛感しながらこれまでやってまいりましたが、これからも我々としては頑張っていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま乗降客が少ない、要するに採算がとれないからという意味も含まれると思うんですけども、ちょっと話が脱線しますけれども、今三陸自動車道、それがあしたに開通するようなんですけれども、リアスハイウェイ女性をつどいで毎年、毎年県なり国なりに要望して、そして目標年次より実現されるように今なっていてあります。やはりこういうものというのは何年でできる問題ではない。少しずつでもいいからその気持ちを国に伝えていく、要望していく、そういう姿が大事でなかろうかと思います。

現在の乗り入れは小牛田からになります、そうではなくて石巻まで電車が来ていますので、被災地石巻、女川、南三陸、気仙沼、岩手の被災地、東北被災地を駆け巡る未来鉄道、人と人がつむんだ絆、人と列車がつむんだ絆、人と町がつむんだ絆、そういう思いを抱きながら町長が率先して連絡協議会を立ち上げる気があるかどうか、うるさいようですけども、じゃ、もう一回お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来お話ししていますように、気仙沼線の問題につきましては、期成同盟会が3つもございます。その中で今までも取り組んできましたので、新たに屋上屋をつくるように組織をつくるということについては、私は否定的です。

○議長（星 喜美男君） 昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 及川です。先ほどに続きまして、協議ですね、JRと町長は先ほど協議を16回ほどやっておられたとおっしゃられましたけれども、その中身についてわかっている範囲でよろしいですので、最初から現在に至るまでどのようなJRとの関係、かかわりができてきたのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） JRと協議をしてきた経緯については、先ほどもちょっとお話ししましたが、基本的には鉄路復活をお願いしたいということでございます。それから、もう一点は

基本的に全部それぞれのまちづくりがかかわりますので、橋梁の問題もございますので、基本的には南三陸町の陸前戸倉駅まで、ここまでの鉄路復活をお願いしたいということがこれまで首尾一貫 J R をお願いしてきたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そのことに対して J R はどのような回答というか、今後の出方というか、そういうものを感じられたでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっきから繰り返してお話ししておりますが、J R とすれば復旧費の 300 億円は J R は負担をする覚悟はあると。しかしながら、今回の津波がありましたので、津波にあわない路線を走るということになれば 700 億が掛かる。その 400 億の捻出をどうするかということについて、これもずっと J R がお話ししていることであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それから、協議会ができていて、立ち上がっているということなんですけれども、その協議会はどの範囲の協議会なのか伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1 つは、宮城県鉄道期成同盟会、それからもう一つが気仙沼沿線と。それから、もう一つが今回の災害に当たってどのようにして気仙沼線を復活させるかという部分で、国交省が窓口、事務局になっている復興調整会議という大きく 3 部構成で検討をしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それで、復興調整会議、国のですかね、その会議は何回ぐらいされていますかね。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 発生の当初は年に 2 回、春と秋ぐらいだったと思いましたが。ことしに入ってまだ 1 度開催したという程度で、都合 5、6 回の開催だと記憶しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） その協議会の中に沿岸地域の被災した市町村、首長ほとんど入っていらっしゃるのでしょうか。それと、宮城県、岩手県、福島県の 3 県の知事さんらもこれには入っているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 3 番、質問終わったら着席していただきます。企画課長

○企画課長（阿部俊光君） 国交省が主催している復興調整会議は構成市町村、これは登米市も当然です。全部入っておりますけれども、実際その会議に臨むのは、副市長町、あるいは担当課長というレベルで、直接首長がその会議に入っているということではありません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） その中の会議の中で、協議会の中で一番問題となっていること、どういうことなのかお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 再三、町長が申し上げておりますように、財源の問題、プラス400億のかかりましの経費をJR以外のところで負担をしてください。でなければ復旧工事はできないということが毎回のテーマになっております。それと、関連で、沿線自治体側としては、そのプラス400億のかかりまし経費は別として、そうこうしているうちに市、町の復旧復興工事がどんどん進んでいきます。したがって、そのJR復旧するかしないかを含めて早く結論を出してくださいと。それから、国土、河川、町の復興関連工事全てに関係してくるわけですので、そういった幾つかの工事が錯綜しておりますので、それらとの効率的な復旧工事ができるようにぜひ早い時期での結論をお願いしたいという内容が主なものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） その結論を南三陸町としては出されているんでしょうか、いないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町としての結論を出すということではなくて、復興調整会議、これは国土交通省が主催になっているので、事務局側に南三陸町としてはこのようにしていただきたいということでお願いをしております。早期の復旧に伴って関係する高台移転に支障が出るので、あるいはまちづくり計画をつくる上でも、住民の皆さんに説明する上でも、肝心のJRってどうなっているのかなというのが常々心配されているということですので、早くお願いしていただきたい。これは気仙沼市も全く同様のスタイルで報告をしております。

ですから、結論を出すのは運行主体であるJRさん。あるいは、最終的に財源を負担する国のいずれかの判断になるんだろうということで、町として結論を出しているということではありません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） まだまだこれからはその協議会なるものが続けられていくものと解しますけれども、まず昭和52年の12月に三陸鉄道が開通しました。その開通したとき私も職員だったのでそのときの状況はしかと目にとどめていますけれども、そのとき町長は私と同じ年なのでいたと思うんですけれども、そのときの感激、開通したときのことを覚えていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょうどふるさとに帰ってきて2年目の開通でしたので、志津川の駅前で太鼓をたたいた記憶がございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ありがとうございます。あのときの町民の喜ぶ姿、目の当たりに町長もして、私もしていました。80年という悲願の鉄道がなくなって、これから再生に向けて手を上げていくんですけれども、今この復興に向けて工事がどんどん進んでいるわけですが、これが後5年、10年、復興した暁には工事がなくなり、奥尻の例を挙げますと、閑散とした町になっていく。そういうことも危惧されるわけですが、10年後、20年後、その間にいろいろ協議会を盛り上げて、国の予算をつけられればそれにこしたことはないんですけれども、それまで運動して、この復興の事業が終わった後に、さあこれからは鉄道だ、鉄道の工事が始まると、そうなればこの町にも新しい雇用の場が生まれ、仕事、工事関係もどんどん出てくるんでないかなとそんな気がするんですけれども、そういった鉄路に先人の人達が80年もかけて達成してきた鉄道を何とか守って、存続して次の世代に引き継いでいくというような、そういう思いをみんな抱いていきたい。そんな気がするんですけれども、きれいごとだけではできない、お金がかかると言われれば、それまでですけれども、私はそういう考えで10年後に、20年後、震災復興が終わった後でも、そういう当時の、三陸鉄道が出たときは本当にすごい勢いで高度成長時代を迎えました。そういう観点からも、この鉄路はぜひ必要なものだと考えております。もう一度町民に夢と希望を与えられるよう、鉄路復旧を私は自分の政治生命をかけても、この道一筋に進んでいきたいと思っておりますけれども、最後に町長もう一度、この鉄路について町民上げてやっていく気構えがあるかどうかお聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回も繰り返して大変恐縮ですが、基本的にその400億のお金をどう捻出するかということにかかっております。前段お話ししましたように国は財政負担は基本的

にしないという姿勢は全く崩してございません。その後に打ち出してきたのが、いわゆる自治体で負担いただけないかという話。気仙沼と南三陸で400億を負担するというのは、これは町倒産です。そういう冒険は我々できません。ですから、鉄道復活ということについてのお願いはさせていただきますが、基本的に町として財政負担をするということは考えられないと思っております。

それから、どうも切り分けてお話しなさっているようですが、基本的に先ほど協議会等ずっとこれからも何年も継続してというお話ですが、それでは町の復興が実は進みません。町のかさ上げ工事、それから国道の工事、それから町道、県道、全ての工事が絡んでまいりますので、そちらを待っているとそちらの工事が進まなくなってしまうという現実がございますので、我々としてもJRにお話ししているのは早目に結論を出していただきたいということをお願いしているわけであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 南三陸町と気仙沼だけでこれを財政負担をして鉄道をつくっていくと私は言っているんでないんです。ちょっとかみ合わない部分もありますけれども、私は被災地、石巻から南三陸、気仙沼、高田、岩手県、被災地の人たちと手を組んで鉄道復旧に向けて努力していってもらいたいということを言っているんです。その財政負担を南三陸町と気仙沼でやっていくんだという考えではないということです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと誤解しているようでございまして、岩手県は既に山田線を含めて復活しております。ですから、我々が今やらなきゃいけない気仙沼線をもし鉄道復活ということであれば、基本的には当該市と町、気仙沼市と南三陸町ございませんので、そこはひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 気仙沼線の沿岸部の、気仙沼線が走っている沿岸部、今小牛田乗り入れなんですけれども、小牛田乗り入れではなくて、石巻も被災しています。南三陸も気仙沼もそうです。そういうルートでの協議会をつくってほしいということなんです。してはどうかということなんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは宮城県の鉄道整備期成同盟会でやっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 宮城県の期成同盟会ではそれがあるということですか。石巻、女川を含めた期成同盟会があるということですか。県全体で。したならば、県全体、宮城県、そして岩手県、岩手県は大船渡まで気仙沼線が行っていますけれども、気仙沼から大船渡線、それが行って今盛まで大船渡線が行っていますけれども、その辺の被災地の鉄道です。岩手県は岩手県でやっていると思うんですけども、宮城県はやっている、岩手県もやっている、そういう連携をして一緒にやっていく方法を考えていただけないかということですか。岩手県も宮城県も一緒にやっているんでしょうか鉄道については。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それをやってないんですが、基本的に何回も言いますが基本的に気仙沼線の400億については当該自治体、あるいは国ということの財政負担ということをしてJRから言われておりますので、ここに岩手県が入ってきても、この問題について岩手県の皆さんはご意見のしようがないんですよ。だから、どのように町として今向こうにボールを投げている分についてJRからボールが返ってくるかということのを待っているんです。そこをひとつご理解いただけないかなと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） その辺は理解しました。それで、今度は石破大臣が来て地方創生でいろいろこれからは地方の時代だよということで、この間セミナーがありましたけれども、そういう地方創生の絡みで何かこのような鉄路に向けてお話やら協議していく必要もあるのかなと思われまますので、これからもこの問題についてはぜひ取り組んでいていただきたいと思えます。これで一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、山内昇一君。質問件名1、歌津地区に化石群出土。ジオパーク認定で活用策は。2、近年鳥獣被害が増加しているが、対策は。以上2件について、一問一答方式による山内昇一君の登壇、発言を許します。10番山内昇一君。

〔10番 山内昇一君 登壇〕

○10番（山内昇一君） 10番は議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問を行います。

質問は一問一答方式ですが、質問の相手は町長でございます。よろしくお願ひします。

質問事項、歌津地区に化石群の出土。ジオパーク認定で活用策はです。

趣旨、新たに最古の化石が発見されました。今までの化石群とともに保存整備し、復興時期に新たな観光振興に活用を図るためジオパーク認定に向け取り組む考えはでございます。

ことし新たに国内最古の脊椎動物ふん化石が発見されました。先ほど同僚議員もお話したので、少し重複することがございますが、ご了承お願いしたいと思います。

今回の大震災を教訓に本町の国指定天然記念物魚竜化石や両生類化石とともに後世に保護保存し、次世代に伝承する大切な責務があるわけがございます。さらに、現在大震災で倒壊した魚竜館、早急に資料館の展示をする施設として再整備、十分な活用を図ることも重要でございます。本町では交流人口拡大ということで、町のにぎわい創出、観光振興で新しいまちづくりに向けた対策に向かって進み、その対策が町民から強く求められるとっております。

歌津地区では、これまでに世界最古のウタツザウルス魚竜化石を初め、平成18年唐島で国内最古の両生類の化石、マストドンザウルスが発見され話題となりましたが、今回また今年発表の国内最古といわれる脊椎動物のふん化石が発見となりました。実に2億5,200万年から2億4,700万年前の化石発見とされ、北海道、和歌山に見つかって以来のものとなったようです。大変貴重で全国にも珍しい発見であったと思います。

先般ありました東北大学院泉博士によると南三陸町は生態系発達歴史が刻まれていて、まだ眠っている化石が高く、持続発掘調査が必要と話されたと言われております。今後さらなる発掘調査が再開されれば、発見率が高く持続調査が必要であるとお話しされました。調査発掘により新発見が期待できる可能性もあることで、今回本町では特に歴史とロマンのある話題となったようで、全国的にも知れ渡ったと思います。歌津地区沿岸一帯集積地域は化石の宝庫となり、学術的にも歴史的にも大変貴重な地質資源の存在となりました。

今後は観光客の誘客を推進して経済効果を得るよう、活用策を検討することが行政として地域の課題とともに考えるべきだと思います。そのための早急なジオパーク認定に向けた取り組み、本町の貴重なこのオンリーワンの活用策についてもお考えをお伺いしたいと思います。登壇での説明はこれで終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、山内昇一議員の質問の1点目についてお答えをさせていただきますと思います。

日本最古の、今お話ありましたように、ふん化石の発見の経緯等につきましては、さきの今野雄紀議員の一般質問の際にも答弁させていただいたとおりでございますが、その保存整備につきましては、これまでの文化財全般の保存整備と同様に教育委員会において開催する本町文化財保護委員会への諮問、答申を受けつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

また、文化財の保護体制につきましては、文化財保護地区指導員を配置、毎年文化財パトロ

ールを実施しながら、指定文化財や遺跡等の保護に努めているところであります。

なお、国指定文化財である歌津魚竜化石産出地やクダノハマ魚竜産出地、魚竜館につきましては、教育委員会において平成24年度から東北大学、大阪市立大学の学識経験者や県や文化庁の関係機関を交えた整備委員会を設置いたしまして、その諮問、答申を受けつつ、化石の保護及び周辺の環境整備を図る計画であります。さらに、その魚竜化石を含めた郷土民族文化資料の埋蔵、展示を行う仮称であります。歴史資料館を平成の森地内に整備し、新たな観光振興につながる施設を計画いたしております。

さて、ジオパーク認定に向けた取り組みの考えはということですが、日本国内のジオパークの認定状況を見ますと、本年9月現在、世界ジオパークに7地域、日本ジオパークに36の地域が認定されておまして、県内においては昨年9月に認定された青森県八戸市から宮城県気仙沼市までの3県16市町村をエリアとする日本最大のジオパークである三陸ジオパークがあります。ジオパークの認定は化石群はもとより、本町の豊かな自然環境を基軸に大地の遺産として地域を再発見し、教育活動の充実化を図る観点からも大変有意義な取り組みであることは認識しております。

また、ジオパーク同様に大きなエリアの中で、南三陸金華山国定公園の三陸復興国立公園の編入が検討されている状況もございます。今後は、この地質学的に貴重な魚竜化石やふん化石等の利活用について、現在も取り組んでいる地域に根差した教育事業を推進をし、町内外の交流を促進するとともに、将来的にはジオパークの認定を模索しつつ、生涯学習に資する観光資源としての有効的な活用を図ったまちづくりを推し進めていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま、町長より説明がありました。保護整備についてはいろいろ検討し、また実現に向けて取り組んでいるといった説明がされ、特に平成の森にその歴史と資料の拠点をつくるといったことを説明ありまして、大変その分についてはよかったですと思います。

私、今回新聞等で拝見した内容だったんですが、このジオパークといったことは実は2、3年前から私も友達関係といえますか、観光のガイド関係でいろいろ模索していただきました。しかし、まだ発表する段階、あるいは提案する段階でないということで、震災もありましたので、そのままといったような期間を過ごしたわけです。

ところで、このジオパークといえますのは、わかっている方もおられると思いますが、具体的にそういった内容というかジオパークの過程といえますか、申請の過程、そういったプロセ

スなどはまだはっきりわからない点があるので、その辺ちょっと前段お話しいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、ジオパークの認定に向けて必要なことは、日本ジオパークネットワークへまず加入を行うということになります。まずは準会員になるということからスタートということになります。その後、いろいろ書類審査、あるいは現地審査等々さまざまな経過が必要になってくる、そういう状況になります。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 私もインターネットでちょっと見てきたんですが、町長言うとおりでございます。しかし、これだけの当町にすばらしい遺跡、あるいはこういった歴史的遺跡があるわけですが、どうも町の動きといいますか、その行動が見えてこないと言ったこともありまして、この際お話をしして一歩でも前進、あるいは実現に向けての取り計らいをお願いしたいということでございます。

このジオパークについて、町としてどのような考えか。今後、推進していくのか、あるいはどう考えているのか、まずその辺もお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように、将来的にジオパークということについても認定を目指していきたいという思いがございますが、さまざまいろいろ実は制度等含めましていろいろあります。ジオパークの認定もそうでありますし、近々になるのかなと思いますが、三陸復興国立公園の編入の問題、それから潮風トレイル、それから震災前もありましたがラムサールの登録という問題もございますし、それからまた海の認証制度、山の認証制度とございますので、これをダブルで認証制度をとるということは多分では世界でも例がないということもございますので、そういうもろもろの取り組みが実はございます。ですから、我々としてもその辺は整理をしながらどういった制度からどういった認証を受けるかとかいろいろな取り組みを検証しながらやっていく必要があるんだろうとっております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 町長お話ししたとおり、この南三陸町は地元の方が思っているより非常に恵まれた立地条件だということがわかりました。そういったことを手つかずにしないで、やはり今復興期の一番煩雑なときでございますが、それをクリアして何とか1つ1つ解決していくことが行政にとって大変厳しいですが、求められているといったことで、町民からも

非常にそういった声が聞こえてくるわけでございます。

先ほどの同僚のお話の中から魚竜館の設置内容もお話しになりましたが、今回大型の魚竜の化石ですか、そういったものも展示するというので、それは大変私たちが考えている以上に素晴らしいアイデアといえますか、さすが担当課の力のこもった考えだなということで、私も喜んでおりますが、今回せっかくこういった施設をつくるのですから、他地区にないようなすばらしいものをつくっていただければ、これから復興から発展期にかけて観光客の流れもどんどんふえてくるのかなと思いますし、またこの町にとってもすばらしい観光資源を生かした取り組みということで大変よいと思いますので、その時期といえますか、そういったことを一つお話しいただければと思います。

先ほど、魚竜館は28年度以降というお話がありました。しかし、全てが完成し、お客様といえますか観光客が利用できるのにはどれだけの期間がかかるのか、計画でよろしいですので、その辺ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 資料館の件につきましては、先ほどもちょっと今野議員にお話をさせていただきましたが、平成28年度以降に建設をしたいという計画を立ててございまして、先ほども言いました平成の森の地内ということになりまして、大体敷地面積として2,000平米、建物面積として3階建てで延べ床面積で1,200平米ぐらい、そういう施設を検討したいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） ジオパークの関係でちょっと問い合わせといえますか、しましたので。日本ジオパークネットワークというのがありまして、そこにいろいろ聞いたんですけども、早速来年4月に説明会といえますか、そういう会があるのでそこで情報収集なり、いろいろ聞きながら今後進めていったらどうですかということで、現在三陸ジオパークに本部から職員が出向になっているそうです。それで、いろいろ近辺の候補地といえますか、そういう指導もしているのので、いつでもわからないことがあったら聞きに来てください。こちらからお話ししに行ってもいいですよという話も聞いておりますので、ちょっと勉強といえますか、その情報収集しながら進めていけたらなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 早速そういったお話をするというので、本当に足の速さといえますか、対応の早さがうかがえると思います。

本当にこういったことは余り時間をかけないでやってもらうのは大変でしょうけれども、まちづくり、まちおこしのためには有効であると思いますし、こういったことはよその町にそうあるわけではないのですので、ぜひ力を入れてお願いできればと思います。

ところで、このジオパーク設置については、まだ町民の皆さんもわからない点、あるいは我々にしてもなかなか細かい点は掌握しておりませんが、このメリットとといいますか、先ほど町長がお話した以外、経済効果あるいは観光の交流人口の拡大といったようなことが主な点でわかりますが、この町にとってこういった大きなメリットがあるのか、あるいはどういう効果が期待できるのか、その辺お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1つに、町内の町民の皆さん、あるいは町外の皆さんにとってもそうなんですが、こういうものがこの南三陸町にあるということがまず誇りだと思います。そこが一番大きいのかなという思いがございますし、もう一つは、やはりこういった施設をごらんになりたいということでおいでになる方々がたくさんいらっしゃいますと地域経済にとっても大変高利益を与えるんだろうという思いが、この2つほど今ちょっと思いついたんで今言ってみました、そういうことがあろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 先日、南三陸町から山元町ジオパークを考える仙台ミニシンポということで新聞に掲載されたことを見た方も大勢いると思いますが、南三陸町から宮城県の最南端である山元町までの海岸エリアで、南三陸海岸ジオパーク整備の気運を高めるための県内研究者、自治体関係者、そして地元住民など3団体が集合した。南三陸海岸ジオパーク準備委員会として、ミニシンポジウムのジオサイド整備研究会を仙台会場で開催したが、先ほども説明ありましたが、教授やNPO職員がその解説あるいは報告を行ったとのこと。

このニュースの話題の中で、当地町といいますか、我が町として、町民に知らせることも必要だと思います。また、このジオパーク認定に向けて、その結果といいますか、その可能性がどうなのか、せっかく気運を盛り上げてもなかなかできなかったといったことでは情けないわけでございまして、今ジオパークというのは平泉の世界遺産と同様にまちおこしには本当にすばらしい制度だと思います。ぜひこういったジオパークの専門家から見ても絶賛されるこのジオパークの認定に向けて、町として大いに力を注いでいただければと思いますが、この化石といいますか、ふん化石といいますか、そういったことの資料というのは今現在どのような形で保存といいますか、しているのか。それから、今後展示する場合はどのような

仕組みといたしますか、方法でやるのか、そこら辺、今までの3つある化石との競合性といたしますか、陳列の方法とか、そういったことがもし計画にありましたらお願いしたいと思いません。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） ふん化石は、今東大のほうにございます。それで、ジオパークについては、歌津魚竜の産出地と管の浜の魚竜館といたしますか、管の浜魚竜、その間でふん化石も発見されたということで、小学校のふるさと学習のワークショップといたしますか、化石探検もやったんですけれども、その間には今崖があるんですが、そこで探し方をしたんですが、結構見つかるんですね。それなので、その一帯といたしますか、産出地から管の浜をかけて平成の森の近辺にもそういう見つかる場所があるということで、そういう何というんですかね、化石の探検ルートといたしますか、そういう形の結んだルートをいろいろ探して歩くということと。あとは何といても、ナウマン博士が発見した皿貝化石は、日本で初めて中生代の化石があるとナウマン博士が発表したと。そういう形で中生代の化石を含めて、地層を含めて、地形から何から1カ所でそういう模式図とか化石が露頭しているというのが非常に世界的に見てもまれだということなんで、ジオパークの拠点施設、あるいはジオサイトに十分なり得る、それだけの価値のある場所でないかと思っています。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ジオパークの説明については大分納得しました。そういった中で、やはり今回大震災があって、魚竜化石初め全壊、あるいはかなり壊れた部分があったり、紛失したりしたということでございます。新たにつくる施設については、そういった予想外の想定外の災害もあると思いますが、そういったことの対応といたしますか、そういったことに耐える施設だと思いたしますが、その辺は大丈夫なんですかね。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 平成の森に建てる歴史資料館ということでしょうか。

平成の森の高台といたしますか、周辺に安全な場所といたしますか、そういう場所に建てる予定にはなっております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 高台ですから、もちろん津波への心配はないと思いますが、今自然災害が多発しておるわけですが、例えば大きな地震とか、展示施設、そういったものが壊れるといったこともあるわけです。そういったことの保護のために、いわゆる免震構造と

か、あるいは耐震構造とか、そういった施設に対する防備というものは備わっているかどうか、その辺お願いします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 展示するものも化石とかそういうもので、特に壊れやすいものはそんなにないと思うんですが、26年度で設計している館の魚竜化石の産出地に来年度整備する予定なんですけれども、そこには産出地の近くに公園も整備する予定です。それで安全に露頭まで行って見られることとか、万が一津波とかそういうのが来たときに避難路としても活用できるような、そういう形で安全に観察できるような整備をしていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。かなり思った以上に素晴らしい施設が計画されているということでございますが、ぜひこういったものを復興のさなかの大変煩雑な業務の中でもあると思いますが、やはりこれを一緒に連動してといいますか、一緒に取り組んでいただいて、早目に観光客、我々町民が安心して見られるような、そういう施設の完成をいち早くお願いをしたいと思います。

とにかく、今南三陸町では観光資源といいますか、震災によって残っている部分というのは少ないわけです。観光客が来られますと、あとはどういったところがあるんですかみたいな、そういったことであるんですが、例えば魚竜化石にしてもなかなか見られない、あるいは行けないといったことが続いているわけでございますので、早目にこういった施設整備といったことをやってもらえるようお願いできればと思います。

こういったことで、時期というものがまだすっかり、はっきり示されませんが、また機会を見てお話しすることといたしまして、これで1点目を終わらせていただきます。

2点目に入らせていただきます。

近年鳥獣被害が増加しているが、対策は。近年、里山で耕地、家屋にも被害が拡大している。復興事業で各地区に新規の住宅団地の整備が進み、山沿いの高台移転の開発も関係あるのか、さらに鳥獣自体の個体数が自然的増加傾向であり、これらも大きな要因ではないか。

いずれ被害を最小限にとめるためにも、従来の対策以上の有効な被害防止策は少ないようでございます。農家では鳥獣被害防止策として、従来から手を尽くして最初に自主防衛策を優先に行い、仕掛けづくりなども工夫、実践してきました。ここ数年前から徐々に町内、例えば入谷地区では田畑の耕地で農作物、あるいは果樹園等であれば農家のリンゴ園、畜産農家

では牛舎の中まで入って、ブロイラーもそうですけれども、そういった中でさらに住宅の家屋の中の天井裏とか軒下、あるいは作業場、倉庫までも建物の中に入って巣をつくったり、そういった行動が目立っているわけでございます。

ハクビシン、アライグマとかタヌキ、キツネはもちろんですが、鳥ではカラス、スズメ、あるいは大型のけものにはニホンジカも、あるいは天然記念物のカモシカなど被害が特に増加しているようでございます。

庭先の植え木の芽や幹の樹枝の食害も見られますが、さらに近所で農家ですが、体験用のブルーベリーが収穫前にカモシカの食害を受けたり、山間地の水田では田植え直後に何度も食害にあわれて枯れて収穫ができないといった被害もあります。また、秋口には集団でスズメが群がり、早生種やもち等については食害などで被害が毎年出るといったような実例もあります。

あるリンゴ農家では、高齢だったんですが、ハクビシンなどの収穫前にほとんど傷をつけられたことで商品価値を失って栽培を中止したという農家もございます。一昔前の地方ではおりとかわな、ネット、とらばさみなどのような使用ができたということをお聞きしますが、そのころは結構成果はあったようでございます。現在この手法は法的に縛りがあるということで、公安委員会等のあるいは役所の許可、免許取得が必要だとお聞きしますが、この辺はどうなんでしょうか。農家が個別に取得するには、特に高齢化という問題もありまして、非常に困難だと思いますが、何か有効な手段、対策があったらお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の2点目になりますが、近年、鳥獣被害が増加しておりますが、対策はということについてお答えをさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり鳥獣被害につきましては、日本全国において深刻な問題となっております。当町における被害の状況といたしまして、鹿類、ハクビシン等のけもの類及びカラス、スズメ等の鳥類によるものが主なものとなっておりますが、それから熊や猿ということでもあれなんです。先日防災無線で流しておりましたが、11月19日に夜9時20分ごろ、西戸の山、慶応義塾大のほうで動画が、熊が撮影されました。実際に南三陸町内に熊が実在するということが改めてわかったわけでございますので、十二分にお気をつけいただきたいなと思っています。

鳥獣被害がふえている要因としましては、餌場となる森林の荒廃及び耕作放棄地等の増加に加えまして、震災により一時期駆除が途絶えたことによる個体数の増加ということが考えら

れると思います。有害鳥獣の駆除に係る対策としましては、従前より有害鳥獣駆除許可事務取扱要領を定め運用してきているところでありますが、近年制定されました鳥獣被害防止特措法に基づき、当町においても被害防止計画を策定し、対象鳥獣の捕獲目標頭数を定めるとともに、有害鳥獣駆除隊による鳥獣捕獲及び被害農家等によるハクビシン等の捕獲を実施いたしております。今後の課題といたしまして、現在有害鳥獣駆除隊を担っていただいております猟友会本吉南部支部の会員の方が高齢化に伴い減少傾向にあることから、新規の狩猟免許の取得も含め、後継者の育成対策が必要であると思っております。

農作物の被害防止に係る今後の対策としましては、電気柵等の設置及び緩衝地帯の設置が有効と考えられることから、対象農家等に対する支援等も含めて検討していかねばならない問題だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 農家では年間を通して比較的行政と違って、安い安価な簡単な方法で駆除をしているわけです。けものやいわゆる鳥の防除には柵とか夜通しラジオを流したり、最近では赤外線ですか、そういったセンサーつきのもの、あるいは赤青の点滅のLEDのランプをつけたり、あるいは爆竹でやると、そういったことで対応しているわけでございます。

鳥たちは長期的には使用するところといった仕掛けにはなれまして、なかなか決め手がないというのが農家の本音です。先ほど町長の説明がありましたように、ソーラーの電気柵があるんですが、これはかなり初期投資の価格が高いんですが、これはかなり効果があるという情報を得ております。

そして、この原因といいますか、町長がお話したこともありますが、第一次産業、特に最近農林業の不振もかかわっているということで、これはもちろん全国的に中山間地帯の集落では少子高齢化と。それから、兼業農家ということで若者が少なく、人口も非常に激減して、そういった中でいわゆるけもの、あるいは鳥が行動範囲を広げてきたといったような内容でございます。農林就業者が極端に少なくなった現在、長引く国の減反制度、あるいはことしなどは米のコストが非常に暴落したということで遊休農地の拡大もありまして、さらには林業関係では山林も荒廃したと。そういったことで野生の鳥獣の出没が日常化するようになったということのようでございます。

本町では、震災復興途上で、やがて山林を切り開いて新しい団地形成、そして生活となるわけですが、有害鳥獣の被害がやはりこういう山を切り開いたところでは懸念されるのではないかと思います。ちょっとしたことですが、例えば台所からの生ごみの置場によっては、餌

場となった場合、けものは夜行性で学習能力で繰り返し来る恐れがあります。これはどこの過程でも注意すべきだと思いますが、そういったことでやはり一般の家庭でも鳥やけものが来るわけでございます。さらに、震災から4年目ですか、国道とか三陸道、あるいは一般道も切り開かれ、あるいはそういった工事の中でけもの道も寸断され、山沿いに住宅地が並ぶと自然環境も大きく変化するわけでございます。そういった中で、私たちとけものたちの住み分けができなくなり、互いの区域もはっきりしないといったことでけものたちが出没し、危険があると、あるいは被害があるということでございます。

やはり、危険があれば、大型けものについてはやむを得ず最終的な処分といいますか、捕獲殺処分ということも考えなければならないと。これは民間ではなかなか無理で困難であると思います。行政が地元猟友会等に協力を求めて、体制強化と駆除費用、あるいは駆除の支援を考えて、さらに県とか国のそういった制度もですね、先ほどもお話ありましたが、そういった取り組みを緩和していくといったことが大切だと思います。

ところで、数年前本町でおりなどの貸し出しもあったわけですが、こういったことは今後再開するのか、あるいは今はどうなっているのか。それから、殺処分した、あるいはそういった場合は窓口といいますか、どう対応すればいいのか。その辺町民からの声もありますので、ひとつこの辺お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 有害鳥獣の問題につきましては、先月も宮城県町村会の会議があった際に、特に内陸部の首長さんを中心にして、この有害鳥獣の対策ということについては大変頭を痛めておりまして、先ほどもちょっとお話させていただきましたが、いわゆる猟友会の方々のメンバーが大分減ってきたということが全県的にも言われておりまして、そういった方々のお力がないとなかなか捕獲できないということも指摘されておりまして、何分鳥類に関しては空中戦ですので、我々は地上戦になるものですから、どうしても空中戦には我々は弱いということがございますので、大変対応に苦慮している状況でございます。

ハクビシンあるいはタヌキ、これは前からそうですが、箱わなについてはこれは貸し出しをいたしてございます。ただ、問題は多分御存じだと思いますが、ハクビシンは大変気性が荒くて、箱に入っても人に向かってくると。箱に入ったものをどう処分すればいいのか、水に入れたりするんでしょうけれども、非常にそこに持っていくのもおっかない。そんないろいろなお話ございますので、そこはあとは町にご相談をいただければと思いますが、いずれもう少し詳しくは担当課の参事から説明させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） ただいま町長が説明したとおりでございます。箱わなにつきましては、1週間程度の貸し出しを行っております。

それから、駆除隊にお願いして、鳥類につきましては駆除を実施しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいまの町長の説明によりますと、処分の代行といいますかね、農家でやらなくても町でお願いできるということをお聞きしましたが、そうであればかなり町民の方も楽だといいますか、いいと思います。

そういったことで、箱わなですか、そういったおり等の貸し出しが引き続き行われていたことは本当によいと思います。ただ、数量とか数といったことは、やはり十分なのかどうか、その辺もありますし、なかなか正直我々も水につけるといいますか、そういったことを見ましたけれども、すごい鳴き声がすごくて、そんなにすぐに死なないですからね、1日、2日ぐらい鳴いているような感じで、本当にその間大変で、見ているほうも大変なんで、その辺やはり農家であっても殺すのはなかなか大変だということで、そういった町でお願いできるという制度は本当にいいかと思います。

実は、先ほど町長がお話ししましたように、ツキノワグマですか、そういったものが動画に撮られたといったことで、よその町ではなく本町において、そういった大型動物が出るということがはっきりしたわけです。

私も数年前、猿が私のうちに来まして、屋根の上で桑の実を食べていたところを写真に撮ったわけですが、そして当時の新聞に載せていただいたということがありまして、猿も熊も本町にはいるんだなど。ただ、その後私のうちには来なかったんで、よそに回っていったのかなと思います。この南三陸町の中には山林も80%森野率があるわけです。そういった中で原野率も多いわけですから、当然動物の生息もあるわけですが、それはそれとして、いわゆる動物の捕獲管理、むやみに殺すのではなく、やはり同じ生き物ですから、どちらも共生できるようなそういった仕組みづくりといいますか、そういったことも我々人間として考えなければならないと思います。

さらに、それとは逆行しますが、よそでは私も視察とか、あるいは話を聞くんですが、いわゆる食べられるけものもあるわけです。熊とか鹿とか、カモシカはできませんから、そういったものについてはただ捨てるのではなくて、やはりこれは食べるものは食材として利用で

きるといったことが外国では、フランスですか、ジビエといいましてあるわけです。そういったことを今後山菜と同じようにやはりこういうものも活用していくことが一つのまちおこし、むらおこしにつながるのかなと思います。

実際、日本全国でも随分こういうメニューを取りそろえているところがありまして、東京では神田でも料理店があるといったことですね。香川県、埼玉県、岡山県、いっぱいありますけれども、そういったところで実際こういうジビエ料理をやっていると。ただ、いわゆるレシピといったものが余り出回っていませんで、その辺はまだ私も少ししか食べていませんが、食べたことは食べましたけれども、そういったことで健康に非常にいいと。自然食品といいますか、自然のものを食べていますから、これは鉄分は豚の5倍、そういったことで栄養満点、低タンパクですか、そういったことで非常にいい食材だそうです。そういったことも今後町として検討してみたらどうでしょうかね。そういったことで、その辺については、その取り組みについてお話があれば。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 先ほどちょっとお話あったんですけども、個体数の管理につきましては、先ほどちょっと説明があったとおり被害防止計画というのを策定しております。その中で個体数を調整していくという考え方でございます。

それから、自主防除が原則なんですけれども、農作物に被害があった場合につきましては、捕獲の許可申請をしていただくという形で、町はその許可を出すような立場でございまして、箱わなが5個ほどあるんですけども、それを貸し出す際に使い方の指導はするということでご理解いただきたいと思います。

ジビエ料理につきましては、今後導入については検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

山内昇一君の一般質問を続行いたします。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） いろいろご説明いただきましたが、ここでちょっと確認したいと思いま

すが、先ほど町長のお話では殺処分については町でやるような話だったんですが、その辺もう一度確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町でやるということではなくて、多分先ほどお話しさせていただいたのは相談をさせていただきたいというお話をしたと思います。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 動物をむやみに、たとえ有害駆除といっても殺すのもあれなんです、いわゆる先ほども言いましたように、鳥獣被害が多くなって動物とかそういったものがふえすぎた場合はやはり人間社会にとっていわゆる駆除しなければならないといった最終的なことになってしまうんですが、先ほどお話ししました熊ですかね。実は入谷地区にも国有林がございまして、松森国有林、あるいは赤芝国有林という300ヘクタールぐらいの山なんです、そういった2か所の山にいわゆるニホンジカあるいは熊の痕跡、私はまだ見ていませんが、作業員の話では本当にいるといったことを言われております。ただ、今回戸倉ということで入谷地区から離れていますが、行動範囲はかなり広いと思いますので、そういったことではツキノワグマと限定したものではありませんが、この地域でもそういったものが確認できれば、まだ山の上にいるからといった安心はできないと思います。いつどこで出くわすか、あるいは誰が被害に遭うかということもあると思います。注意喚起だけにとどまらず、生息調査ですか、そういったことがもし可能であれば早目にやってもらえば、町民としても安心するのかなと思います。そういったマップとか、そういったことも今後お願いできればと思いますが、その辺どうでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 幸いといいますか、まだ人家の近くまでという情報、ふんとか足跡とかございますけれども、町としても広報しておりますので、基本的に山作業をする方については十二分にお気をつけいただいて山作業をしていただきたいと思いますと思っております。

マップ等については担当参事から説明させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 生育調査につきましては、なかなか難しいところがあるわけなんですけれども、先ほど委員のお話にあったとおり、野生動植物を近づけない取り組みといますか、自主防衛策、先ほどお話ししましたように緩衝帯の設置とか、山を荒らさないような取り組みですね。それから、餌になるようなものを自宅の近くにおかないといった、

そういった取り組みが必要なのかなと考えております。

個人での取り組みにはやはり限界がございますので、それらを集落単位で取り組むような遊休地の防除的なことにつきましては、集落単位で取り組むような活動も必要なのかなとは考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。なかなか1つの町でもこういったことをやるというと、かなり山は広いですから、なかなか簡単に調査、確認といったことは大変だと思いますが、目撃情報等の整理、あるいはハンターさんなどの協力を得て、やはりそういったものも将来に向けてつくっていかねばならないのかなと思いますので、その辺もひとつ検討ということをお願いできればと思います。

それから、やはり最後には動物ですから足が速い、あるいは鳥ですと空を飛ぶという形で、我々人間には到底追いかけたり捕まえることは素手ではもちろんできないわけです。そういったときに飛び道具といいますか、猟友会の皆さんの力を借りてやるのが今までもやってこられたと。しかし、本吉南部猟友会ですか、そういった組織もあるわけですが、昭和の40年代、あるいは平成の初期等にハンターの数が非常に多くて、うちの周辺ではほとんど各家庭1人ずつハンターがいたようなこともあったんですよ。そういったことでうちの親父もハンターをやっていました。ですから、見ていましたけれども、やはりそのころは猟友会の会員も多かったので、鳥獣被害があってもすぐ解決といいますか、そういったことで駆除ができた。もちろんその当時もやはり役場等のご支援とご協力、あるいは理解というものが当然あったと思いますが、近年ハンターの数も減り、あるいは猟友会の組織もある意味弱体といえますか、そういったことのごようでございます。やはり動物を捕獲したりするにはやはり猟友会の皆さんのお力をお借りするのが早手だと思います。

町としてそういった支援、あるいは今後の取り組みといったものをどのように考えているかお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 猟友会の皆さんには大変お世話になっているんですけども、猟銃の免許を持っている方というのが一昔前は30人以上いたと思うんですけども、今は3分の1ぐらいに減っております、猟友会の会員さんも5名前後に少なくなってきているという状況でございます。

仙南のほうですと、鳥獣対策実施隊というのを7市町村で設置しているようでございます。

当町でもその計画におきまして設置する予定になっておりまして、実施隊ですと近隣周辺の
猟友会の協力も得られるという形になりますので、そちらの設置のほうを検討していきたい
と考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。そういったことで、猟友会の力を借りるということは、
本当に大きな駆除になると思いますので、別に頼まれたわけではないんですが、こういった
ことは私たち入谷地域に住んでいる者、あるいは山村地帯に住んでいる家庭は切実に考えて
いるわけございまして、ぜひ町当局の十分なる支援体制といったものを確立していただき
まして、聞くところによりますと、例えばハクビシンあるいは獲物を1匹仕留めるとそこに
補助金とか、あるいは駆除費用ですか、そういったものを支給するといったこともあるよう
ございまして、ぜひその辺を検討していただいて、やはりせっかく捕まえても経費倒れ
になっては次のステップに行かないもんですから、やはり最低限の費用といいますか、そう
いったものを支給する、あるいは会にでも出していただいて、そしてそういう活動を支援し
ていただくような体制を今後お願いできるかどうか、その辺最後にお聞きしたと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 先ほどの実施隊につきましては、非常勤特別職という形にな
りますので、経費につきましては町で負担する形になると思います。

それから、先ほどお話し忘れたんですけれども、対策の1つなんですけれども、ことしの10
月に実施したんですけれども、有害鳥獣に関する説明会ということで、野生動植物に詳しい
先生をお呼びして講演会等を開きまして、そちらで個人でできる対策、防除対策等について
説明していただきました。農家のご婦人の方々中心に20名ぐらいの方がご参加いただきまし
たので、そういった活動も継続していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 以上で山内昇一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（星喜美男君） 日程第3、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とい
たします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第3号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成26年11月21日付で専決処分を行った平成26年度南三陸町一般会計補正予算について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分を行った補正予算の内容は、第47回衆議院議員総選挙の執行に要する費用についてであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、承認第3号の細部説明をさせていただきます。

今回、平成26年度の一般会計補正予算について、平成26年11月21日付で専決処分とさせていただきます。

その理由でございますが、ただいま町長が申し上げましたとおりでございますけれども、内閣総理大臣が衆議院議員の解散を11月19日に表明いたしまして、11月21日に解散したことを受け、急遽総選挙の執行のための予算編成が必要となりましたが、予算につきましてあらかじめ議会にお諮りしてご決定いただく時間的余裕がなかったために、地方自治法第179条の規定に基づきまして専決処分とさせていただきます。

予算の内容につきましてご説明申し上げます。

事項別明細になります。補正予算書の7ページ、8ページをご覧ください。

まず、歳入で選挙費の委託金として県から全額100%になりますが、1,147万円見込み計上いたしております。歳出予算については、投票管理者の報酬ほか、投票上の運営経費、またはポスター掲示場の設置の経費、もろもろ総選挙執行のための経費一切を計上させていただきました。

なお、当日の投票所は9カ所設ける予定でございます。また、現在期日前投票を行ってございますけれども、全部で6カ所設置いたしまして、町外につきましては、今週末になりますけれども、南方と津山に期日前投票所を設けまして、町外にお住いの方もなるべく投票がしやすいような環境を整える予定でございます。

なお、選挙人名簿の登録者数でございますけれども、12月2日現在で1万2,023名、これが

登録者数でございます。当日の有権者数はその後死亡者等が発生する見込みがございますので、若干これよりは少なくなる見込みでございますが、今のところ登録者数はこのような状況でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。今、震災によって町の状況が大きく変わっているということもあると思うんですけども、最近、ポスターの掲示場所が非常に少なくなったんですね。それで、選挙あるのかわからないという人も中にはいまして。それから、投票所も以前に比べて減っているんじゃないかと思うんですけども、それはいろんな事情があると思うんですけども、それで特に今回の選挙は解散の経緯もあるかと思うんですけども、投票率が下がるんじゃないかと懸念されております。それで、ポスターの掲示場所とか投票所を今回は無理としても、今後もっと見やすいところ、行きやすいところにふやしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、ポスター掲示場は現在79カ所ございます。震災前は100カ所以上あったと思うんですけども、現在このような状況ですから、通常の道路付近に掲示するのもいかなものかなということもございまして、なるべく選挙民の目につきやすい場所を抽出いたしまして79カ所という形にさせていただいております。

また、投票所も当然津波等の災害にも十分対応できるような箇所にある投票所を設定しなければならないということもありまして、震災後は一応9カ所に設定させていただいております。

ただ、4番議員のご指摘のとおりですが、これから高台移転が進むにつれて住宅団地が形成されていきますので、それに見合った形で当然投票所、それとポスター掲示場の数も見直しは進めていかなければいけないと考えてございますけれども、ここ何回かこのままの状況で行ってございますので、来年、再来年ぐらいまでは恐らくこの状況で設営をしていかざるを得ないんじゃないかなと考えてはございます。

○議長（星喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。8ページの13節委託料について伺いたいと思います。

その前の歳入で県からのあれで1,147万円全額来るということなんですけれども、私が伺い

たいのは、委託料ポスターの掲示について、あと撤去について若干伺いたいんですけれども。

町内79カ所ということで設置し、撤去するわけなんですけれども、その費用として120万計上になっていますけれども、私も掲示板に関して若干伺いたいのは、真新しい板で候補者3名分のポスターが掲示になっていますけれども、町で持っているアルミの板というのを使えなかったのかということで一応伺いたかったんですけれども、多分うちらがした選挙ではアルミの掲示板でたしか張らせていただいたんですけれども、そういったやつというのは1回限りじゃないと私思ったものですから、今回ポスターの掲示が真新しい板でほとんどできていたものですから、そこのところを確認というか、伺いたいんですが。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 前の選挙のときはたしかアルミの部分も使った経緯もあったんですけれども、結局表記上全て差しかえなければならないということもありまして、その印刷面も含めて数的に整備が今回できなかったと聞いてございます。ただ、再利用できるものについては当然そういった形でやっていくのが経費の削減にもつながるわけでございますので、次回以上の選挙については少しそれは検討材料とさせていただきたいと思います。

○議長（星喜美男君） 今野雄紀。

○6番（今野雄紀君） 今回、選挙も急だったということで、準備も大変だったと思うんですけれども、私が思うには、以前ですと、こういったポスター掲示、撤去というのは、いわば地元の仕事のなかったころと言ったらおかしいんですけれども、工事業者さんのちょっとした仕事の一面も兼ねていたという感はしていたんですけれども、今回新しい掲示板だったものですから、できれば幾ら県から全額来るといっても、なるべく削減できる分の費用はあれずれば、先ほどの前議員の質問でもあったように、総額で600億以上かかるうちのほんの些細なあれかもしれないんですか、節約できるのかなど。そういう思いから、もし次回等からそういったことが可能だったら、なるべく資源の活用、その他を考慮していただければと思います。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今ご指摘のとおりの内容で、できればそのような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（星喜美男君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(星喜美男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(星喜美男君) 暫時休憩をいたします。

午後 2時49分 休憩

午後 2時50分 開議

○議長(星喜美男君) 再開いたします。

日程第4 議案第134号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(星喜美男君) 日程第4、議案第134号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星喜美男君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第134号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本年8月7日に人事院が国会及び内閣に対して行った給与勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国の制度に準拠し、本町職員の給与について所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第134号の細部説明を説明させていただきます。

初めに、議案書の4ページの改正文をごらんいただきたいと思います。

南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例でございますけれども、改正文では全部で3条立てとなっております、第1条では、任期付研究員に係る一部改正条例、次の第2条では一般の職員に係る一部改正条例、第3条では任期付職員に係る一部改正条例という形になっておりまして、今回3つの条例を合わせて改正をいたします。いずれも改正理由は同一でありまして、町長提案理由で申しましたとおり、本年8月に出示されました人事院勧告に基づいて、国家公務員の一般職の給与が改定されたことに伴いまして、国の制度に準じて本庁職員の給与に関しましても同様の改定をお諮りするものでございます。

さて、給与改定の根拠でございますが、地方公務員法に定められておりまして、大きく2つございます。まず第1点目は地方公務員法の第14条に規定する情勢適応の原則です。これは、地方公共団体は、給与等の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように随時適当な措置を講じなければならんと規定されております。

第2点目は、同じく地方公務員法の第24条に規定している均衡の原則です。これは、給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体等の給与等を考慮して定めなければならないと規定されております。

この根拠法をもとに従来から県内各市町とも国家公務員に準拠してその都度給与改定を実施してまいりました。

では、今回の給与改定の具体につきましては、議案関係参考資料を用いて説明いたします。

議案関係参考資料の6ページをお開きください。

①として給料月額の上昇があります。人事院では、全産業の事業規模50人以上でかつ事業所規模50人以上の全国5万5,000の民間事業者を調査対象といたしまして、都道府県別に組織、規模、産業の区分から約1万2,400の民間事業者を無作為抽出して実地調査を実施いたしました。その結果、公務と民間の4月分の給与から、役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較いたしましたところ、民間給与との格差が国家公務員行政職で0.27%あったということで、その格差を解消するために今回平均で0.3%の給料表の水準を引き上げる、そ

のような勧告がなされました。改定においては、若年層に重きを置いた引き上げ措置とされております。

また、今回通勤手当についても、自動車道の使用者に係る、これは距離区分により改定も行われておりますが、当町での具体の対応は後ほど説明いたしますけれども、条例改正のご決定をいただいた後に別に定める規則によることとされております。

次に、②として勤勉手当の支給割合の改定であります。

いわゆるボーナスの支給割合の改定ですが、昨年の8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務員の年間の支給月数を比較したところ、0.17月分の格差があることが判明したために、今回12月分の勤勉手当に0.15月分を配分し、年間3.95月から4.10月に改定する勧告が行われております。

月例給及びボーナス等の特別給の同時引き上げは平成19年以来7年ぶりとなります。

条例の施行期日は、改正条例附則によって、給料及び手当に係るものは平成26年4月1日に遡及適用といたしまして、勤勉手当に係る改正は26年12月1日施行としております。

では、次に、議案関係参考資料の7ページをお開きください。

条例の新旧対照表ですが、この表は任期付研究員の給料表の改定でございます。

次に、9ページをご覧ください。

一般職の通勤手当の改正ですが、5キロメートルごとに手当の額が改正されておりますが、いわゆる普通自動車使用の職員に当たっては別に定める規則によることと条例上規定されておりますので、条例の適用者はいわゆる普通自動車以外、原動機付き自転車等になると思えますけれども、それらの交通用具利用者という形になります。

10ページをごらんください。

第20条が勤勉手当の率の改正条文でございます。

以下、11ページから25ページまでは行政職並びに医療職の給料表の新旧改正案でございます。

最後に、26と27ページは、町任期付職員の給料及び勤勉手当の改正案でございますが、この給料表はいわゆる任期付職員のうち高度な専門的知識、経験を有する特定の任期付職員に対する給料表でございます。いわゆる弁護士とか公認会計士、そのような職員を採用した場合に当てはまる給料表ですので、現在当町では該当者はございません。

なお、今回給与改定の対象人数を申し上げますと、任期付研究員は現在ゼロ名です。行政職は199名、医療職69名、町任期付職員16名の合計284名となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ただいまの説明の中で、現在採用はゼロという任期付研究員とはどんなものなのかなど。私の記憶がたまたま飛ぶ時がありますので、初めて聞いたような気もするんですよ。ここの説明ですね。

それと、改正案、7ページの現行、いわゆる50人以上の企業の中からいろいろ調査して、低いから引き上げると、そういう勧告だということですが、ここでは逆に下がっているんですよ、改正案が。上げるべきものが下がっているということは、これは今まで高く払っていたと、高く制定していたということになるんですよ。そうでしょう。だったら、今まで高く払っていた分はこれからどうなるのかなど。その辺の、幸いこれ採用がゼロだから払っていないんでしょうが、もしこれが採用が1人でも2人でもあったとしたらば、だったらば今まで高く払っていた分は相殺するようなことになるんですかね。そのあたりの説明。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、任期付研究員は、従前震災前は活用センターに採用していた研究員がおりますので、その職員が該当してございましたが、現在はゼロという形でございます。

それと、7ページの給料表で、任期付研究員の給料表ですけれども、一部号俸によっては金額が改正案で下がっている部分がございますけれども、平均で3%の改定率ということでございますので、中には見直しの結果、下がっている部分は若干あるのかなという形でございます。その取扱いでございますけれども、当然遡及して返還ということはございませんので、条例の適用日から新しい給料での支給という形になります。

○議長（星喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 最初に言ったように、採用がないからいいようなものの、何かミスマッチみたいな感じになってくるなと思ってね。今後こういうことがあったらば少し考えていくべきなのかなという感じを受けたんです。そうすると、これからは研究員というものの採用の予定とか見通しとかはどうなんでしょうね。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先ほどネイチャーセンターの関係で町長答弁申し上げておりましたけれども、ネイチャーセンターが完成いたしまして、事業を開始した段階で一定のそういった職員の確保も考えていかなければいけないんじゃないかなと考えております。

○議長（星喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それで、今後の採用の考えで、ネイチャーセンターについては何人ぐらい考えているのかなど。その数字が出ていけばお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 具体の人数についてはまだ決定はいたしてございません。

○議長（星喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 初めに上げるのが悪いとか下げるのがいいとかそういうことでなく、特別職、一般職も含めていつも思うんです。提案理由なんですね、提案理由。

以前も質問した経緯がありまして、人事院の決定に地方の自治体が準拠とか運用とかいった言葉を使ってやっているんですが、根拠がないんですよ、法的根拠といいますか。その地域、その地域との給料を比較して公務員の給料はどうなのかなど。これは人事院はそういうことでやりながらある程度の差を詰めようということで行われていると。国家公務員の給料がそうだから、地方もそうしなくてはならないというものではないわけですよ、これね。ただ、先ほど総務課長から地方公務員法の12条、24条ですか、そういった中身を説明は受けましたけれども、50人以上の事業所5万5,000、1万2,000人か3,000人を対象に調査をしたと。その結果だということで、それはわかるんですけども、しならば宮城県内でどういった内容といいますか、業種の、どういった規模の事業所を、宮城県内ですよ、調査されたかおわかりでしたらお話してください。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 人事院の公表資料だと北海道、東北地区という表記でしかございませんので、申し上げられないんですけども、それが北海道、東北地区で1,320社を対象としたしまして、製造、電気、ガス、水道、情報通信、運輸、卸売、小売、金融、保険、教育、医療、福祉、全ての産業のジャンルにおいて調査をしているといった内容でございます。

給料改定の根拠につきましては、一応地方公務員法を挙げさせていただきましたけれども、給与条件を社会情勢に常に合わせるようにしなければいけないという形でございますし、また均衡の原則が一番なんだろうなと思います。

実は議員もご承知の上で質問されていると思うんですけども、当町にも人事委員会はありません。職員の給料等の第三者機関という形で客観的に給与条件等を調査研究いたしまして勧告する組織でございますけれども、県内では宮城県と仙台市しかございませんので、当然各市町村においては国家公務員法準拠という形を常に用いまして行っているわけござい

ますけれども、一方では労働基本権の制約、代償措置ということもありますので、その辺は十分に勘案しながらこれからも進めていかなければいけないんじゃないかなと考えてございます。

○議長（星喜美男君） 三浦清人。

○7番（三浦清人君） 国家公務員はストライキが禁止されているわけですよ。そのために人事院というのをつくって、民間との開きがないようにということで調整するといいますかね、勧告をするということになっていまして、地方公務員は給料が安ければ高くしろと旗を挙げて春闘とか何かに参加しても構わないと私は思ってるんです。できないのすか。私はいいと思っていたの、地方公務員は人事院がないから。だめなのすか。いつからだめになったのですか。私はいいと思って解釈していたんですけれども。陰でやんないのかな、表立ってはできなくても。あ、そう。地方公務員もストというか、集会はいいのかな、集会。要するにストライキという言葉が悪いのかな。何ていうんでしょう、そういった仕事を休んで集会に行くとか、何とかというのは。それはストライキに入らない。どういう解釈なのかね。これから、無きにしもあらずといいますかね。どういうところまで許されるのか。ストライキということがだめなんであれば、何というか、ストライキという言葉に抵触しなければいいのかどうかね。どういったことがいいのか。

それから、それはそれとして、この我が町の事業所、いろいろありますよね。皆さんの一般職の給料の差というのはどれぐらいになっていますかね。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 当町における24年度企業統計によりますと、いわゆる事業所が30人以上の事業所数が16あると言われてございます。人事委員会を持ってございませんので、直接事業所の給与条件等については調べたことはございません。逆に町当局からそのような行為はするべきではないんだろうなと思ってございます。

どうしても16の事業所、製造業が中心になるだろうということもございまして、これを公務員の給料表の体系と比較検討するにはいささか調査客体数としては少ないんだろうなとも感じてございます。

したがいまして、どうしても全国規模の調査ベースをもとに改定せざるを得ないんじゃないかなという形でこれまでもやってまいりました。

○議長（星喜美男君） 三浦清人君。

○7番（三浦清人君） 何年前でしたか、町長ね、かなりの開きがあるということで、あれはた

しか気仙沼の法人会で調査したところ、2.75とか何ぼとかいう調べがあったとその後だんだん縮まってきて1.75ぐらいになったんですかね。2倍近い、一般の事業所、民間の事業所から比べると我が町の公務員については2割近い給料の開きがあると。直接関係する総務課長、なかなか難しい答弁でそういうことしか、これは仕方のないことかなと思って。

ただ、その法人会で毎年のように調査しているかどうかはわかりませんが、やはり町として、行政としてもある程度民間企業の実態調査といいますか、1件1件あなた幾らもらっているんですかというわけにいかないんですけども、大体の申告の内容を見ればわかるのかなと、毎年のね、給料の。でありますから、大まかなものでもいいですから、把握しておく必要があると思いますよ。町で民間の給料がどれぐらい入っているのかわからないのではちょっとね、まずいのでね。それぐらいです。終わります。

○議長（星喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。私も1件だけ。通勤手当の引き上げの理由というか、先ほどなんか高速道の関連もということであったんですが、もう少し詳しく伺いたと思います。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回通勤手当について、9ページの議案関係参考資料で改正案を示してございますけれども、条例上の本文で5キロメートル区分の通勤手当については、これはいわゆる普通自動車以外の交通用具ということなんで、普通自動車ですと普通の自動車、あとは自動二輪となりますから、原動機付き自転車とか、あとは自転車の通勤の職員がもしいる場合にはこの条文を該当させると、適用させるといった内容で、車両を利用している職員については規則でもう少し細かな区分で決めてございますので、その部分についてはまだ改正してございませんので、本条例の改正後改めて規則の改正に入りたいと考えてございます。

○議長（星喜美男君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第134号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第135号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について

日程第6 議案第136号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星喜美男君） 日程第5、議案第135号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第136号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第135号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第136号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本2案は、本年8月7日に人事院が国会及び内閣に対して行った給与勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する条例法律が施行されたことに伴い、国の制度に準拠し期末手当の支給率を引き上げるため、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第135号及び136号の細部説明をさせていただきます。

議案第135号が特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、136号は議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。

改正理由、改正内容が同一でございますので、一括提案とさせていただきました。

先に一般職の職員の給与改定についてご決定いただきましたが、従来から一般職の職員の給与改定に準じて常勤特別職及び議会議員についても逐次改定してきた経緯がございます。国においても既に一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の給与の額についても本国会で法律案が可決し施行されております。

では、具体的改正の内容ですが、常勤特別職及び議会議員とも同様でございますので、説明は議案関係参考資料の28ページを用いて行います。

28ページをお開きください。

今回、一般職に準じてボーナスの支給月数を年間0.15月分引き上げまして、12月支給分から実施することといたしております。なお、特別職の給与及び議会議員の報酬の改正は今回行っておりません。その理由でございますが、特別職の給料の改定は従来から国の指定職の給料表の改定があった場合実施してきた経緯がありますが、今回はその改定がなかったことから給料表等の改定は見送っております。

また、今回条例改正に当たりまして、特別職報酬等審議会に改正内容を協議いたしておりますが、異議なしとの回答をいただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。今回の改定で必要な金額、それから財源はどのように手当されているのでしょうか。

○議長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 給与改定に必要な措置につきましては、この後12月補正予算のご審議を承る予定にさせていただきますので、そちらに必要な金額を計上させていただきますけれども、一般職の職員等につきましては、おおむね2,000万影響額が出るだろうと考えてございます。それと、特別職につきましては、常勤が24万円ほど。議会議員が60万円ほどの影響額と思っております。これは一般財源での措置という形になります。

○議長（星喜美男君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第135号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第135号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第136号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第136号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第137号 南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星喜美男君） 日程第7、議案第137号南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第137号南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律の題名が変更されたこと及び父子家庭の定義

が定められたことにより、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第137号南三陸町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

議案では23ページが改正文となっておりますが、議案参考資料の32ページで、新旧対照表にて説明をさせていただきたいと思っております。

議案提案にもありますとおり、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行の中で、母子及び寡婦福祉法の法令の名称が変更されたというのが大きい点ということでございます。また、その法令の中で配偶者のない男子、いわゆる父子家庭となりますが、これらの定義づけを従来行っていた母子家庭の定義と同様に規定したことが改正点の2点目ということでございます。

それで、その法令を引用する本町の条例の改正が必要となったものでございます。母子及び寡婦という名称が母子及び父子並びに寡婦と変更されるということでございます。この改正による従来の医療費助成の対象者等への影響はございません。

また、父子家庭の定義を詳細に規定しておりました現行の条例の施行規則の改正もこの条例の制定の可決後に行うものとなっております。施行の期日は交付の日から施行となります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星喜美男君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第137号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第138号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星喜美男君） 日程第8、議案第138号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第138号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、産科医療制度の見直しと合わせて出産育児一時金の金額を改定したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

改正文につきましては25ページとなりますが、こちらも議案関係参考資料の33ページですね、こちらをお開きいただきたいんですが、こちらを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、趣旨でございますが、社会保障審議会、厚生労働大臣の諮問機関でございますが、平成26年度の議論の中において、産科医療保障制度における掛け金の見直しとあわせ、出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が決定されたということでございます。これに伴い、厚生労働省では関係法令を改正し額を見直したため、それを規定する条例の改正が必要となったというものでございます。

2の条例改正の内容ですが、まず出産育児一時金の内容についてですが、表の改正前の欄をごらんいただきたいと思っております。現行では、一時金の本体部分39万円、それは直接お産にかかった費用分となりますけれども、これと加算部分の3万円、これが産科医療保障制度の掛け金相当となりますが、これを合わせて出産育児一時金総額を42万円として支給しているということでございます。当町では本体部分の39万円は条例で規定し、加算部分の3万円は施

行規則において規定しているという現状でございます。

ここで、産科医療保障制度について少し説明を加えさせていただきますが、この参考資料の下段に制度の概要ということで記載させていただいておりますが、ここでいう掛け金は、分娩の状況に関係なく全ての分娩1件当たり3万円の負担が発生し、凶らずもこういった事故等に遭われた、発症したお子様、その家庭にこういった一時金とか分割金が支払われるという制度になっております。

この3万円部分の見直しが今回行われて、金額が1万6,000円に改定されたということでございます。平成21年度にこの制度が創設されておるんですが、今回初めての見直しということで、本来この掛け金が1万6,000円に減少したということであれば、支給額総額の42万円も目減りすることになるんですが、上昇傾向にある出産費用に配慮して、その減額となった1万4,000円分を本体で増額することにより、支給額の総額はそのまま据え置くということになったものでございます。

今回の改正はその条例規定部分の39万円を改正後の40万4,000円とするものでございます。資料の太枠で囲まれた部分に当たりまして、その下の加算部分は規則を改正し対応するということになります。

3番の施行日でございますが、平成27年1月1日からということで、1月1日のお産から対象になるということでございます。

条例の新旧対照表は34ページとなります。こちらはご確認いただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星喜美男君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 私はお産の経験がないのでよくわからないんですが、今お産1件ごとに、状況はどんな状況でも1件だというようなことではあるんですが、結局1人生まれて、2人生まれて、3人生まれてもこれは1件は1件と、そういう扱いになるのか。

それから、重度の脳性麻痺ですね、障害児が生まれた場合に、そのような例があるかどうかは知りませんが、例えば2人生まれて、2人ともそうなったと。そういう場合も3,000万なのか。あるいは6,000万になるのか、その辺あたり詳しく説明願いたいと思います。

○議長（星喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 余り実例としては多くございませんが、この規定によりますと1分娩当たり、1件当たり総額が3,000万という規定になっているということでございます。

1人何人生まれてもと、その1件1件ごとの分娩に当たり3,000万、掛け金が3万円ということで、これはほとんどの助産院や病院がこの制度にほぼ100%に近い加盟率ですので、必ず医療機関を通じてこの保障制度に加入するという流れになっているということでございます。

○議長（星喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私もお産の経験はないんですけども、3万円の掛け金というか、それが1万6,000円に改定になったというのは先ほど課長の説明あったんでしょうけれども、思うにこれは例えば、制度に該当するようなお産が少なくなったので減額になったのかどうか、そここのところの説明がちょっと聞き漏れたもので。

○議長（星喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この保障制度の設計の際に、やはり想定した人数とその費用によって掛け金が定められたということだと思います。

なので、21年の創設以後初めての見直しということで、額が下がったということは対象者数とその期間その想定まで届かなかったということで、本来これは説明で申し上げませんでしたけれども、もう少し掛け金額が本来高く必要だという設計だということでございます。ただ、剰余金をそれに充てるということで、10年程度は1万6,000円で運用できるというような判断ということに聞いております。

○議長（星喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 私も今のところだったんですけども、もう一つは42万円に維持しなさいということのようですけども、3万円が1万6,000円に減った分を戻して42万円だと。現実はどうなんですか。お産に係る費用というのは、現実どのようになっているでしょうか。

○議長（星喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 手元に平成24年度の実績がございまして、都道府県別の出産費用というのが出ております。平均値が全国で48万という数字が出ていますが、42万に満たないところから首都圏では50万を超えるような平均費用が掛かっているというようなデータがございます。

○議長（星喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 当町の現状がもしわかればなんですけれども、いろいろ例えば消費税が上がったとか何とかで、家計も厳しくなっています。その辺はどうなんですか。

○議長（星喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 25年の決算時にご説明させていただいた分が若干ありますが、42万を上回る費用の方がほとんどでございますが、中には普通分娩で42万を下回ってお産された実績もあるようでございます。

○議長（星喜美男君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第138号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第139号 南三陸町在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定
について

○議長（星喜美男君） 日程第9、議案第139号南三陸町在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第139号南三陸町在宅介護支援センター条例を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町志津川在宅介護支援センターを平成27年3月31日限りで廃止したいため、関係条例を廃止するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、議案第139号の詳細について説明いたします。

今回の条例につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、平成27年3月31日をもって南三陸町志津川在宅介護支援センターを廃止するものであります。

平成12年4月、介護保険法施行と同時に志津川在宅介護支援センターとして開設し14年が経過をいたしました。当初、町内には居宅介護支援事業所が存在せず、その役割を一手に担ってきましたが、平成18年以降に民間の事業者が開設し、町直営で実施していた居宅介護支援事業を民間に移行することは以前から決定しておりましたが、震災によりその時期がおくれ、平成27年3月31日をもって廃止することにいたしましたのでございます。

宮城県への廃止届け出を1カ月前までに提出する必要がありますので、今議会での議決をお願いするものであります。

今後は、直接的なケアプラン作成は行わないものの、民間事業者への指導、助言を行うとともに、ケースについて随時相談に対応してまいることとなりますので、よろしく願いいたします。

以上説明でございます。ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。今、課長から説明ありましたように、以前から廃止の方向ということで決まっていたようではございますけれども、介護保険が始まった当時は民間が少ないから役割は非常に大きかったと。事業を受け持ってきたということだと思っておりますけれども、その後いろんな制度が変わってきて、民間移管が進んでいます。それから、町では包括支援センターもありますので、役割が終わったのかなとは思っておりますけれども、もう少し支援センターの現状と、これがなくなることで懸念とか不安とかがありましたらお願いします。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど申しましたように、従来より居宅の介護支援事業所はもっと前に閉める予定だったんですが、震災がございまして、各民間の事業所もそのケースをなかなか移管ができないと、引き受けることができないということがございましたので、それまで延び延びになっておったという実情でございます。

ただ、民間の事業所についてもケアマネ等もちゃんと着任をして、それが対応できるということになりましたので、今回そちらに移行するということを決めさせていただいたということでございます。

○議長（星喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、民間の体制が整ったと。それで、特に不安とか問題と
いうのはないということでしょうか。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 問題がないということではなくて、もちろん介護保険法も変わ
っておりますし、それから地域包括として包括ケアをしなければならないという責務はどん
どん町として大きくなっていくことは間違いないということではございますが、民間でやる
事業といわゆる行政でやる事業をちゃんとこの辺で区別をしなければならないという時期に
来たということではございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（星喜美男君） よろしいですか。ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） このセンターで働いている職員はどういう体制になっていくんでしょ
うかね。今までの仕事が民間にスライドしていくとなると、相談業務といってもそればかりあ
るわけでもないです。兼務発令になるのか、その辺包括に取り組んでいくのか、お願いま
す。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど後段に申し上げましたが、直接のケアプランの作成は行
わないということになります。ただし、やはり民間事業者に全てを移行するわけですので、
そちらの指導助言という立場で業務に当たっていくということになると思えます。今のとこ
ろ、2名が居宅介護支援事業所からいわゆる給料等も支出されておりますので、それにつ
きましては、以降につきましては、指導助言という形で、あるいは調査、そういったところに
当たりたいと考えております。

○議長（星喜美男君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第139号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3時41分 延会